

令和8年度

# くらしと県税



兵庫 県



# 目次

1	令和8年度 兵庫県の財政	1
2	令和8年度 県税収入見込額	2
3	税金の種類・体系	3
4	令和8年度 税制改正の主な項目	5
5	県税の税目別の概要	
(1)	個人県民税	6
	トピックス1：給与所得者に係る個人住民税の特別徴収制度（天引き）	13
(2)	県民税配当割	14
(3)	県民税株式等譲渡所得割	14
(4)	県民税利子割	15
(5)	個人事業税	15
(6)	法人県民税・法人事業税	16
	トピックス2：特別法人事業税・地方法人特別税	19
	トピックス3：外形標準課税	20
	トピックス4：外形標準課税の適用対象法人等の見直し	21
	トピックス5：付加価値割・資本割の仕組み	22
	トピックス6：小売電気事業等・発電事業等および特定卸供給事業に係る法人事業税	23
	トピックス7：特定ガス供給業に係る法人事業税	23
(7)	地方消費税	24
(8)	不動産取得税	26
	トピックス8：不動産と税	28
(9)	県たばこ税	29
(10)	ゴルフ場利用税	30
(11)	自動車税	31
	トピックス9：自動車税のグリーン化	33
	トピックス10：障害のある方に対する自動車税の減免措置	34
	トピックス11：自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）	34
	トピックス12：軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス（軽OSS）	35
	トピックス13：自動車と税	36
(12)	軽油引取税	38
	トピックス14：不正軽油	39
(13)	狩猟税	40
(14)	鉱区税	40
6	超過課税の概要およびその活用	
(1)	法人県民税超過課税	41
(2)	法人事業税超過課税	42
(3)	県民緑税	43
7	納税と申告	
(1)	電子申告・納税、申請書などのダウンロードサービス	44
(2)	本県税務事務におけるマイナンバーの取り扱い	46
(3)	納税方法・納税場所	48
(4)	県税の納税証明書	50
(5)	自主納税についてのお願い	51
(6)	納税の猶予・減免	52
(7)	更正の請求・不服の申し立て	52
8	小学生・中学生に対する租税教育	53
9	あなたのお住まいの税金の窓口	
(1)	県税事務所の所在地	55
(2)	税務署の所在地	61
(3)	市（区）役所・町役場の所在地	61
10	納税カレンダー	63

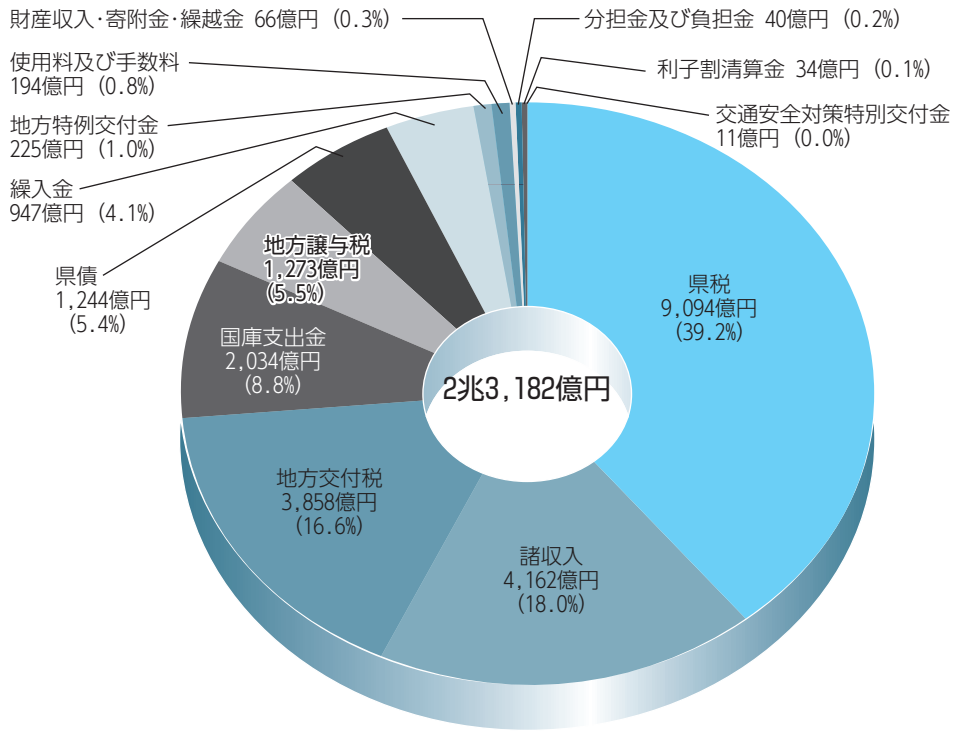
# 令和8年度 兵庫県の財政

## 1 当初予算の規模

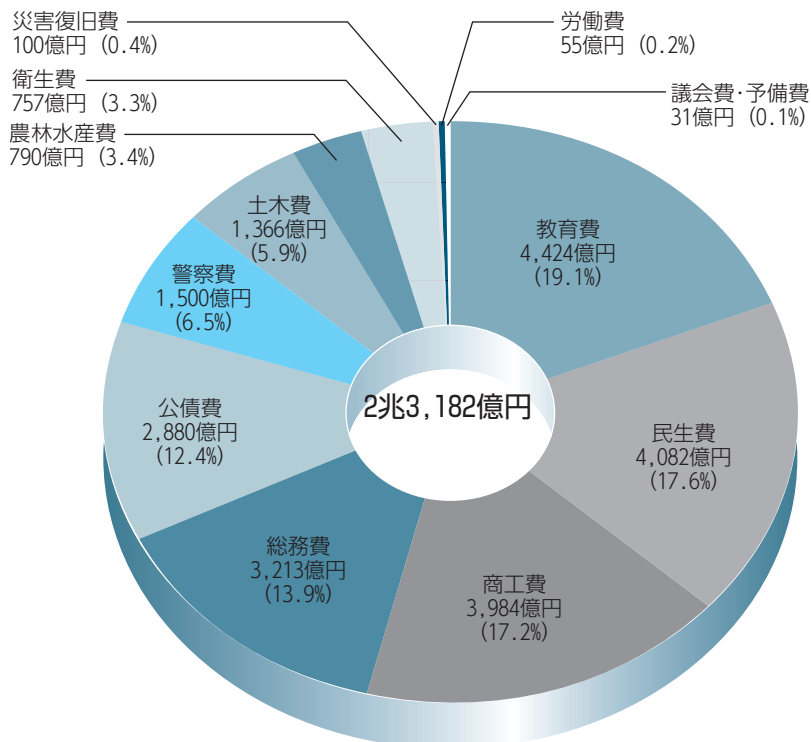
区分	令和8年度	令和7年度	増減	対前年度比
一般会計	2兆3,182億2,300万円	2兆3,581億5,700万円	▲399億3,400万円	98.3%
特別会計	1兆8,359億3,200万円	1兆7,953億4,300万円	405億8,900万円	102.3%
企業会計	3,762億400万円	3,614億9,800万円	147億600万円	104.1%
計	4兆5,303億5,900万円	4兆5,149億9,800万円	153億6,100万円	100.3%

## 2 一般会計の状況

### (1) 歳入



### (2) 歳出



# 令和8年度 県税収入見込額

## 1 概況

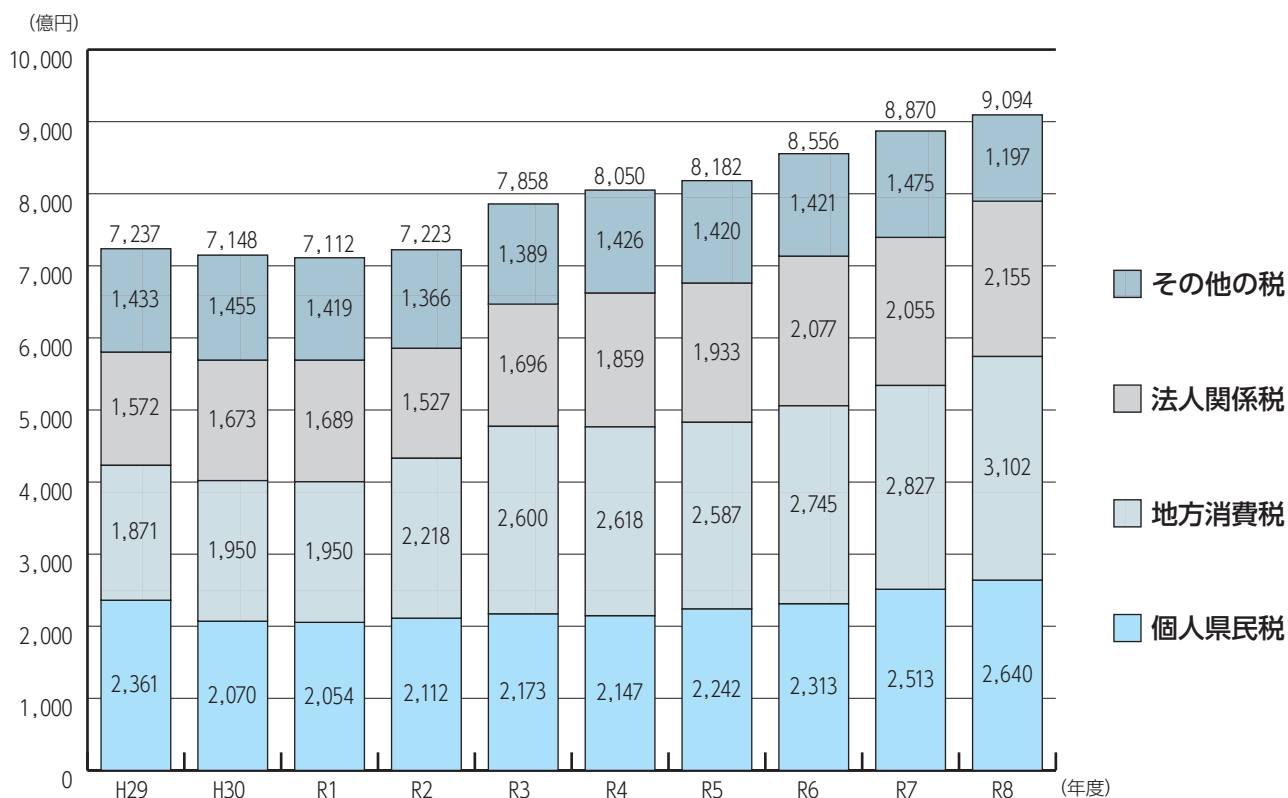
令和8年度の県税収入は、前年度に比べ224億円増の9,094億円と見込んでいます。

雇用・所得環境の改善による個人県民税の増や堅調な企業収益の推移による法人関係税の増、国内消費の増に伴う地方消費税の増が見込まれます。

### (税目別の状況)

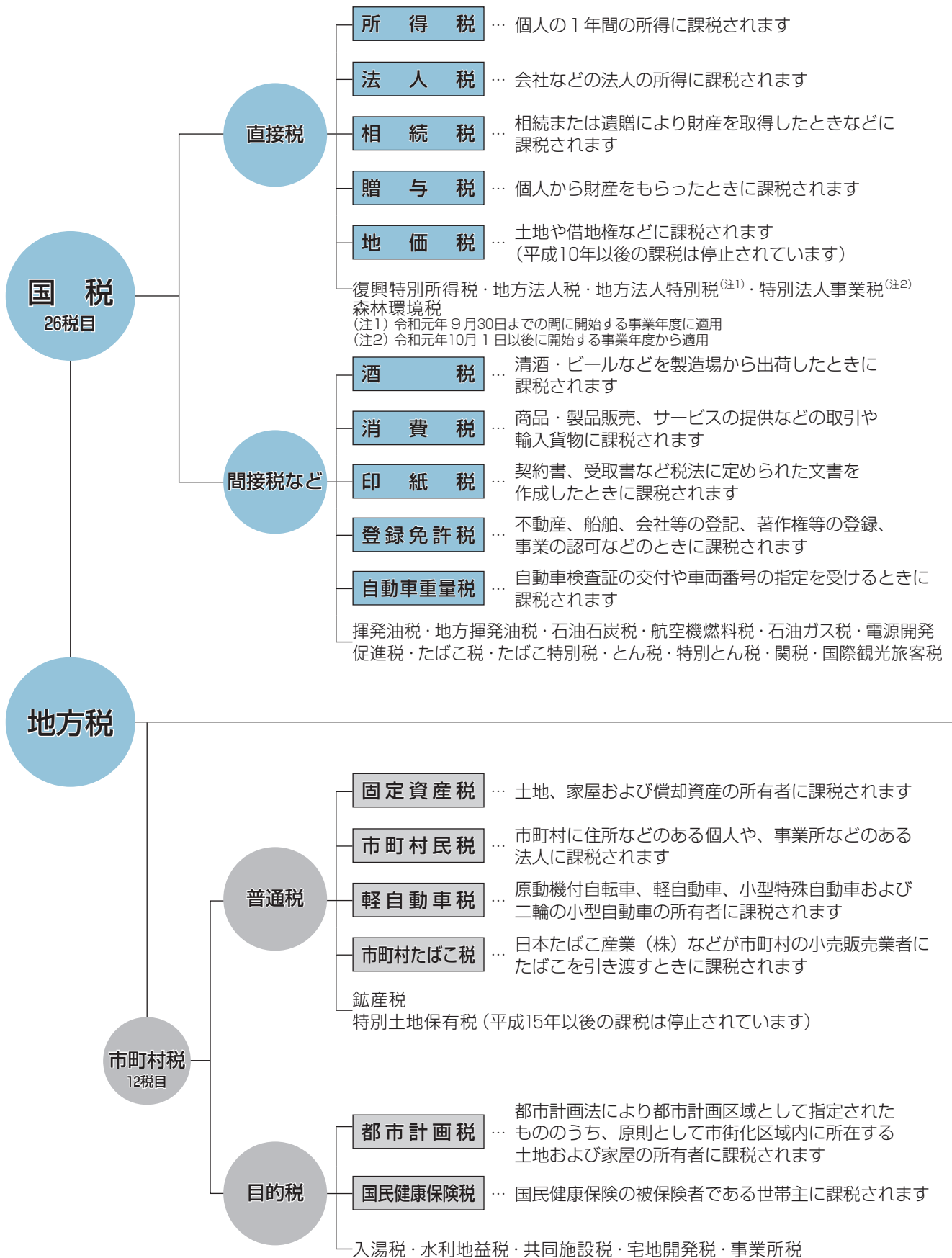
税目	令和8年度 (当初) A		令和7年度 (当初) B		増減 (A-B)	対前年度比 (A/B)
	金額	構成比	金額	構成比		
地方消費税	3,102億円	34.1%	2,827億円	31.9%	275億円	109.7%
個人県民税	2,640億円	29.0%	2,513億円	28.3%	127億円	105.1%
法人事業税	1,983億円	21.8%	1,890億円	21.3%	93億円	104.9%
自動車税	592億円	6.5%	686億円	7.7%	▲94億円	86.3%
軽油引取税	200億円	2.2%	390億円	4.4%	▲190億円	51.3%
不動産取得税	180億円	2.0%	188億円	2.1%	▲8億円	95.7%
法人県民税	172億円	1.9%	165億円	1.9%	7億円	104.2%
個人事業税	90億円	1.0%	86億円	1.0%	4億円	104.7%
県たばこ税	57億円	0.6%	55億円	0.6%	2億円	103.6%
県民税利子割	42億円	0.5%	35億円	0.4%	7億円	120.0%
ゴルフ場利用税	35億円	0.4%	34億円	0.4%	1億円	102.9%
その他の税	1億円	0.0%	1億円	0.0%	0億円	100.0%
合計	9,094億円	100.0%	8,870億円	100.0%	224億円	102.5%

### (県税収入の推移)



※平成29年～令和6年度は決算額  
令和7年～8年度は当初予算額  
地方消費税は清算後の額

# 税金の種類・体系



県税  
12税目

普通税

県民税

- 個人県民税 … 個人の前年中の所得などに課税します
- 県民税配当割 … 個人の上場株式などの配当所得に課税します
- 県民税株式等譲渡所得割 … 個人の上場株式などを譲渡したときの所得に課税します
- 県民税利子割 … 利子などに対して課税します
- 法人県民税 … 法人の各事業年度の法人税額などに課税します

事業税

- 個人事業税 … 一定の事業を行う個人の前年中の所得に課税します
- 法人事業税 … 法人の各事業年度の所得金額、収入金額などに課税します

- 地方消費税 … 消費税と同様の方法で課税します
- 不動産取得税 … 土地や家屋の取得に対して課税します
- 県たばこ税 … 日本たばこ産業（株）などが小売販売業者に売り渡す製造たばこなどに対して課税します
- ゴルフ場利用税 … ゴルフ場の利用に対して課税します
- 軽油引取税 … 特約業者または元売業者からの軽油の引取りに対して課税します
- 自動車税 … 自動車の保有に対して課税します
- 鉱区税 … 鉱業権の保有に対して課税します
- 固定資産税 … 一の納税義務者が所有する大規模な償却資産について、市町村の人口段階により区分された課税標準額を超える部分に課税します

目的税

- 狩猟税 … 鳥獣の保護などに充てるため、狩猟者の登録に対して課税します
- 水利地益税 … 水利事業などの費用に充てるため、その事業により特に利益を受ける土地や家屋に課税します（兵庫県では課税していません）

# 令和8年度 税制改正の主な項目

## 1 個人所得課税

### ○物価上昇局面における基礎控除等の対応

- ・物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みを創設し、これに基づき、所得税の基礎控除について、合計所得金額が2,350万円以下である個人の控除額を4万円引き上げる。また、所得税及び個人住民税の給与所得控除について、65万円の最低保障額を69万円に引き上げる。
- ・所得税の基礎控除等の特例について、合計所得金額が655万円（令和10年分以後の各年分にあつては、132万円）以下である場合の基礎控除の控除額の加算額を以下のとおりとする。
  - －令和8年分及び令和9年分
    - ・合計所得金額が489万円以下である場合 42万円
    - ・合計所得金額が489万円を超える場合 5万円
  - －令和10年分以後の各年分 37万円
    - ・給与所得控除の最低保障額を5万円引き上げる特例を創設する（所得税：令和8年分及び令和9年分、個人住民税：令和9年度分及び令和10年度分）。

### ○住宅ローン控除の拡充

- ・既存住宅のうち省エネ性能の高い認定住宅・ZEH水準省エネ住宅に係る借入限度額の引上げ、子育て世帯への上乗せ措置の対象の拡充、床面積要件の緩和等の見直しを行った上で、適用期限を5年延長する。

### ○NISAの拡充

- ・次世代の資産形成支援として、NISAのつみたて投資枠の口座開設可能年齢を0～17歳に拡充する（口座保有者である子が0～17歳である間については、年間投資枠は60万円、非課税保有限度額は600万円）。

### ○ひとり親控除の拡充

- ・所得税の控除額38万円（現行：35万円）に、個人住民税の控除額を33万円（現行：30万円）に、それぞれ引き上げる。
- ※所得税は令和9年分から、個人住民税は令和10年度分から適用

### ○ふるさと納税制度の見直し

- 特例控除額について、193万円（給与収入1億円相当 ※1）を上限として新たに設定する。
- ※1 438万円を寄附した場合の特例控除額。寄附額に上限はない。  
（特例控除額の上限を超えた場合であっても、基本分の控除の適用あり）
- ※2 令和9年寄附分から適用

## 2 法人課税

### ○大胆な設備投資の促進に向けた税制措置の創設

- ・特定生産性向上設備等（仮称）（令和11年3月31日までの間に生産性向上等設備の導入に係る投資計画において生産性向上設備等の取得価額の合計額が35億円以上（中小企業者等については、5億円以上）であること及び投資計画における年平均の投資利益率が15%以上となることが見込まれること等の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）を、その確認を受けた日から5年を経過する日までの間に取得等した場合、即時償却と税額控除（取得価額の7%（建物、建物附属設備及び構築物については、4%））との選択適用ができることとする。
- ※税額控除における控除税額の上限は当期の法人税額の20%

## 3 消費課税

### ○インボイス制度導入に係る経過措置の見直し

- ・いわゆる2割特例の終了後も、個人事業者については、これまで2割特例の対象となっている個人事業者も含め、納税額を売上税額の3割とすることができる措置を2年に限り講ずる（令和9年及び令和10年分）。
- ・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げのペース・幅を緩和する（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額を1億円（現行：10億円）に引き下げる。

### ○自動車関係諸税の総合的な見直し

- ・自動車重量税のエコカー減税について、減免区分の基準となる燃費基準の達成度を引き上げた上で、適用期限を2年延長する。
- ・自動車税等の環境性能割について、令和8年3月31日をもって廃止する。
- ・軽油引取税の当分の間税率について、令和8年4月1日に廃止する。

# 県税の税目別の概要

## 個人県民税

(個人市町民税と併せて、一般的に「住民税」と呼ばれます)

### 1 概要

個人県民税は、県内に住所のある人が納めるもので、前年中に一定の所得があった個人に課税しています。なお、個人県民税は、個人市町民税と併せて課税します。

### 2 納める人と納める税

納める人	納める税
1月1日現在で、県内に住所がある人	均等割と所得割
1月1日現在で、県内に事務所、事業所または別荘などの家屋敷を有する人で、その所在する市町内に住所のない人	均等割

### 3 非課税措置など

次の人には個人県民税を課税しません。

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人
- 前年中の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下の人(所得割のみ非課税)
  - ※所得割の非課税限度額：35万円×(同一生計配偶者・扶養親族+1)+10万円+(同一生計配偶者または扶養親族があるときは、32万円)
- 前年中の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人(均等割のみ非課税)
  - ※均等割の非課税限度額：基本額35万円以内で市町の条例で定める額×(同一生計配偶者・扶養親族+1)+10万円+(同一生計配偶者または扶養親族があるときは、21万円以内で市町の条例で定める額)

### 4 納める額

#### (1) 均等割(年額)

区分	標準税率(円)	超過税率(円)	計(円)
県民税	1,000	800(県民緑税(注1))	1,800
市町民税	3,000	(注2)	3,000

(注1) 平成18年度課税分から県民緑税として超過税率を適用しています(県民緑税については、43ページをご覧ください)。

(注2) 市町民税の超過税率は、市町により適用される場合があります(例：神戸市超過税率400円、均等割計3,400円)。

※令和6年度から森林環境税(国税)が課税されています(住民税均等割と併せて一人年額1,000円)。

その税収は、森林環境譲与税として都道府県および市区町村へ譲与され、兵庫県および県内の市町では、条件不利地を対象とした間伐など森林整備のほか、森林整備を担う人材の育成や担い手確保、県産木材の利用促進や普及啓発などの森林の公益的機能を高める取組みに使っています。

#### (2) 所得割(年額)

区分	課税対象	税率(%)	
		指定都市(神戸市)以外の市町	指定都市(神戸市)
県民税	前年中の課税所得金額	4	2
市町民税	前年中の課税所得金額	6	8

※市町民税の税率は、市町により異なる場合があります。

※個人市町民税の所得割が減免された場合には、個人県民税の所得割についても、個人市町民税の減免割合と同じ割合で減免されます(個人市町民税の減免については、お住まいの市<区>役所、町役場へお問い合わせください)。

## 5 申告と納税

賦課、徴収事務は市町民税と併せて市町が行い、県に払い込まれます。

### (1) 申告

前年1年間の所得について3月15日までに申告します。

ただし、給与所得だけの人や市町の条例で定められた所得以下の人は申告する必要はありません。

なお、所得税の確定申告書を提出した人についても、住民税の申告書の提出は必要ありませんが、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

### (2) 納税

	納税義務者	納 税
特別徴収	給与所得者（注）	給与の支払いをする人が6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引いて納税します。
	特別徴収となる 公的年金等受給者	公的年金等支給の支払いをする人が下記のとおり公的年金などに係る住民税を公的年金などから差し引いて納税します。 ＜特別徴収を開始する年度＞ 市町から送付される納税通知書により、6月、8月に年税額（公的年金などに係る分に限る）の1/4ずつの額を納め（普通徴収）、10月、12月、2月に年税額の1/6ずつの額を公的年金などの支払いをする人が公的年金などから差し引いて納税します。 ＜上記以外の年度＞ 4月、6月、8月に、前年度の年税額（公的年金などに係る分に限る）の1/2の額の1/3ずつの額（仮徴収）を、10月、12月、2月に年税額（公的年金などに係る分に限る）から当該年度に仮徴収した額を控除した額の1/3ずつの額を、公的年金などの支払いをする人が公的年金などから差し引いて納税します。
普通徴収	上記以外の所得者	市町から送付される納税通知書により、原則として6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めてください。 ※時期は市町で異なる場合があります。

（注）給与所得者からの特別徴収については、13ページをご覧ください。

### （参考1）所得割の計算方法（給与所得者の場合）

（1）計算式：所得割額＝課税所得金額（＝所得－各種所得控除額）×税率  
所得＝収入－必要経費（＝給与所得控除額）

（2）給与所得控除額（令和8年度）

給与の収入金額	給与所得控除額
190万円以下	65万円
190万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

(3) 所得金額調整控除

①または②に該当する場合、給与所得から所得金額調整控除額を控除します。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・ 納税義務者本人が特別障害者に該当する
- ・ 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入金額 < 1,000万円を超える場合は1,000万円 > - 850万円) × 10%

②給与所得控除後の給与と所得金額と公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与と所得金額 < 10万円を超える場合は10万円 > + 公的年金等に係る雑所得金額 < 10万円を超える場合は10万円 >) - 10万円

※①、②の両方に該当する場合は、①の控除後の給与所得金額から②を控除します。

(3) 所得控除

項目	控 除 額
雑 損 控 除	いずれか多い方 ① (損失額 - 保険などにより補填された額) - (総所得金額等 × 1/10) ② 災害関連支出額 - 5万円
医 療 費 控 除	① 従来の医療費控除 (医療費 - 保険などにより補填された額) - (10万円または総所得金額等 × 5/100のいずれか少ない額) ※控除限度額 200万円 ② セルフメディケーション税制 (対象のスイッチOTC医薬品を購入した金額 - 保険などにより補填された額) - 12,000円 ※控除限度額 88,000円 ①②いずれか一方のみ控除可能
社会保険料控除	支払った額
小規模企業共済等掛金控除	支払った額
生命保険料控除	① 平成23年12月31日以前に締結した保険契約などに係る控除 (ア) 支払った保険料が一般の生命保険料または個人年金保険料のいずれかの場合、支払った保険料が a 15,000円以下の場合 …………… 支払った額 b 15,000円を超え40,000円以下の場合 … 15,000円 + (保険料 - 15,000円) × 1/2 c 40,000円を超え70,000円以下の場合 … 27,500円 + (保険料 - 40,000円) × 1/4 d 70,000円を超える場合 …………… 35,000円 (イ) 支払った保険料が一般の生命保険料と個人年金保険料との両方である場合、支払ったそれぞれの保険料について (ア) により求めた額の合計 ② 平成24年1月1日以後に締結した保険契約などに係る控除 (ア) 支払った保険料が一般の生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料のいずれかの場合、支払った保険料が a 12,000円以下の場合 …………… 支払った額 b 12,000円を超え32,000円以下の場合 … 12,000円 + (保険料 - 12,000円) × 1/2 c 32,000円を超え56,000円以下の場合 … 22,000円 + (保険料 - 32,000円) × 1/4 d 56,000円を超える場合 …………… 28,000円 (イ) 支払った保険料が一般の生命保険料、個人年金保険料または介護医療保険料の2つ以上である場合 支払ったそれぞれの保険料について (ア) により求めた額の合計 (合計適用限度額は70,000円) ③ ①と②の両方の保険料の控除を受ける場合 ①と②それぞれの計算式で求めた額の合計 (合計適用限度額は70,000円)
地震保険料控除	① 支払った保険料のすべてが地震保険料の場合、支払った保険料が (ア) 50,000円以下の場合 …………… 支払った額の1/2 (イ) 50,000円を超える場合 …………… 25,000円 ② 支払った保険料のすべてが平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約などに係る損害保険料の場合、支払った保険料が (ア) 5,000円以下の場合 …………… 支払った額 (イ) 5,000円を超え15,000円以下の場合 …… (支払った額) × 1/2 + 2,500円 (ウ) 15,000円を超える場合 …………… 10,000円 ③ ①と②の両方の保険料の控除を受ける場合 ①と②それぞれの計算式で求めた額の合計 (合計適用限度額は25,000円)

障害者控除	障害者1人につき26万円（特別障害者は30万円、同居の特別障害者の場合は53万円）
寡婦控除	26万円（合計所得金額が500万円以下）
ひとり親控除	30万円（合計所得金額が500万円以下）
勤労学生控除	26万円
配偶者控除	控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者の合計所得金額が 900万円以下である場合 …………… 33万円（配偶者が70歳以上の場合は38万円） 900万円を超え950万円以下である場合 …… 22万円（配偶者が70歳以上の場合は26万円） 950万円を超え1,000万円以下である場合 … 11万円（配偶者が70歳以上の場合は13万円）
配偶者特別控除	配偶者を有する所得割の納税義務者の合計所得金額が1,000万円以下であり、かつ配偶者控除が受けられない配偶者である場合、納税義務者、配偶者の所得金額に応じて、1万円から33万円（表1参照）
扶養控除	扶養親族（16歳未満の年少扶養親族を除く）1人につき33万円（19～22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円）、同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円
特定親族特別控除	特定親族の所得に応じて3万円から45万円（表2参照）
基礎控除	合計所得金額が 2,400万円以下の場合 …………… 43万円 2,400万円を超え2,450万円以下の場合 …… 29万円 2,450万円を超え2,500万円以下の場合 …… 15万円 2,500万円超の場合 …………… 適用なし

表1 配偶者の所得金額の段階別配偶者特別控除額一覧（令和8年度）

配偶者の所得金額	納税者本人の所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
58万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

表2 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円超95万円以下	45万円
95万円超100万円以下	41万円
100万円超105万円以下	31万円
105万円超110万円以下	21万円
110万円超115万円以下	11万円
115万円超120万円以下	6万円
120万円超123万円以下	3万円

## (4) 調整控除

### ①概要

平成19年に行われた国から地方への税源移譲に伴い、多くの方が、所得税が減り、個人住民税が増えています。個人住民税における基礎控除や扶養控除などの人的控除額は、所得税の控除額と異なることから、税源移譲に伴って負担増にならないよう調整するための控除制度です。

### ②控除額

区 分	控 除 額
個人住民税の課税所得金額が200万円以下の人	人的控除額の差額の合計額と課税所得金額のいずれか小さい額の5%（神戸市以外の市町は県民税2%・市町民税3%、神戸市は県民税1%・市民税4%）
個人住民税の課税所得金額が200万円超の人	人的控除額の差額の合計額－（課税所得金額－200万円） [5万円を下回る場合には、5万円]の5%（神戸市以外の市町は県民税2%・市町民税3%、神戸市は県民税1%・市民税4%）

※合計所得金額が2,500万円を超える場合は、調整控除を適用しません。

表3 所得税と住民税の人的控除額の差（令和8年4月1日時点）

所 得 控 除				差 額（※）
障 害 者 控 除	普通障害者			1万円
	特別障害者			10万円
	同居特別障害者			22万円
寡 婦 控 除				1万円
ひ と り 親 控 除	母である者			5万円
	父である者			1万円
勤 労 学 生 控 除				1万円
配 偶 者 控 除	一般配偶者	納税者本人の 所得金額	900万円以下	5万円
			900万円超 950万円以下	4万円
			950万円超 1,000万円以下	2万円
	老人配偶者	納税者本人の 所得金額	900万円以下	10万円
			900万円超 950万円以下	6万円
			950万円超 1,000万円以下	3万円
扶 養 控 除	一般控除			5万円
	特定扶養			18万円
	老人扶養			10万円
	同居老親			13万円
基 礎 控 除				5万円

※ 調整控除の算出に適用する差額であり、個人住民税と所得税の所得控除額の実際の差額と一致しない場合があります。

## (5) 住宅ローン控除

- ①概要：所得税で控除される住宅ローン控除について、所得税で控除しきれない場合は住民税で控除します。
- ②対象：所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合。  
※住民税から住宅ローン控除を受けるための市区町への申告は不要です。

## (6) 寄附金控除

### ①対象となる寄附金

ア 都道府県、市町村または特別区に対する寄附金（ふるさと納税）

対象となる寄附金など「ふるさと納税」の制度の詳細は、ふるさと納税ポータルサイト（総務省ホームページ）をご覧ください。

イ 兵庫県共同募金会および日本赤十字社兵庫県支部に対する寄附金

ウ 兵庫県が条例で定めた寄附金〔県民税に適用〕

a 兵庫県内に主たる事務所を有する下表の法人などに対する寄附金（平成30年1月1日以後に寄附を行ったものについて適用）

財務大臣指定寄附金 (所得税法第78条第2項第2号)	・ 国公立大学法人など
特定公益増進法人 (所得税法第78条第2項第3号)	・ 独立行政法人
	・ 地方独立行政法人
	・ 公益社団・財団法人（租税特別措置法第41条の18の3第1項第1号イに掲げる寄附金に該当するものに限定）
	・ 学校法人
	・ 社会福祉法人（租税特別措置法第41条の18の3第1項第1号ハに掲げる寄附金に該当するものに限定）
	・ 更生保護法人（租税特別措置法第41条の18の3第1項第1号ニに掲げる寄附金に該当するものに限定）
	・ 知事または教育委員会の所管に属する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 (所得税法第78条第2項第4号)
	・ 認定NPO法人、特例認定NPO法人

（県外に主たる事務所を有する学校法人などであって、県内に学校などを設置するものに対するものを含みます）

b 公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金（平成30年4月1日から令和9年12月31日までの間に寄附を行ったもの）

エ 住所地の市町が条例で定めた寄附金〔市町民税に適用〕

### ②控除額の計算方法：次の合計額を控除します。

- a  $((ア+イ)の寄附金額 - 2千円) \times 10\%$
- b  $(アの寄附金額 - 2千円) \times (90\% - 寄附者に適用される所得税の限界税率[0 \sim 45.945\%])$   
〔bの額は、個人住民税所得割の2割が限度となります。〕
- c  $(ウの寄附金額 - ※(2千円 - (ア+イ)の寄附金額)) \times 4\%$ （神戸市は2%）
- d  $(エの寄附金額 - ※(2千円 - (ア+イ+ウ)の寄附金額)) \times 6\%$ （神戸市は8%）  
〔※がマイナスの場合は0円で計算します。〕

### ③控除の限度額：寄附金控除の限度額は、総所得金額等の30%です。

（a + b + c + dが総所得金額等の30%を超えるときは、総所得金額等×30%の額が控除額となります）

### ④控除の方法：税額控除方式です。

## ⑤ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者などについて、ふるさと納税の寄附先（都道府県または市区町村）が5団体以内の場合で確定申告を行わない場合に限り、ふるさと納税（寄附）をする際に、ふるさと納税先団体に特例の申請をすることにより、本人が確定申告を行うことなくふるさと納税に係る寄附金控除が受けられる特例的な仕組み（ふるさと納税ワンストップ特例制度）を設けています。この特例が適用される場合は、原則として、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除されます。

## (7) 計算例

姫路市内に住むサラリーマンAさんの場合

家族構成：夫婦・子ども2人（妻：専業主婦、長男：高校2年生、長女：中学3年生）

令和7年中の収入など：収入600万円、社会保険料42万円、生命保険料6万円、地震保険2万円

	所得金額	収入金額 給与所得控除額 給与所得控除後の金額	6,000,000円 6,000,000円×20%+440,000円= 6,000,000円-1,640,000円=	6,000,000円 1,640,000円 4,360,000円
	所得控除額	社会保険料控除 生命保険料控除 (H23.12.31以前に締結した契約) 地震保険料控除 配偶者控除 扶養控除 基礎控除	60,000円×1/4+17,500円=  20,000円×1/2=  330,000円（長男）	420,000円 32,500円  10,000円 330,000円 330,000円 430,000円 1,552,500円
	課税所得金額		4,360,000円-1,552,500円=2,807,000円（千円未満切り捨て）	
所得割	所得割額	県民税	2,807,000円×4%= 【調整控除】 2,807,000円-2,000,000円= 人的控除額の差額 { 配偶者控除額の所得税との差額 扶養控除額の所得税との差額 合計額 { 基礎控除額の所得税との差額	112,280円 807,000円 50,000円 50,000円 50,000円 150,000円 △657,000円 1,000円 111,200円 (百円未満切り捨て)
		市民税	2,807,000円×6%= 【調整控除】 2,807,000円-2,000,000円= 150,000円（人的控除額の差額合計額）-807,000円=△657,000円 △657,000円<50,000円なので 50,000円×3%= 168,420円-1,500円=	168,420円 807,000円 △657,000円 1,500円 166,900円 (百円未満切り捨て)
均等割	均等割	県民税 市民税		1,800円 3,000円
国税	国税	森林環境税		1,000円
計	計	県民税	111,200円+1,800円=	113,000円
		市民税	166,900円+3,000円=	169,900円
		森林環境税		1,000円
		計		283,900円

## 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収制度（天引き）

### 1 給与所得者に係る個人住民税の特別徴収

給与を支払う事業者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月、従業員（パート、アルバイトなどの非正規雇用を含む）に支払う給与から個人住民税を天引きし、市町に納入する制度です。

給与を支払う事業者は、法律に定める例外を除き、特別徴収の方法により従業員の個人住民税を徴収しなければなりません。

### 2 特別徴収の対象となる給与所得者

1月1日現在給与の支払いを受けている事業者から、4月1日において引き続き給与の支払いを受けている人。

なお、課税年度の翌年の1月1日から4月30日までの間に退職した従業員については、5月31日までに支払われるべき給与または退職所得が特別徴収税額の残額を超えるときに限り、その給与または退職所得から個人住民税を一括徴収して市町に納入することになります。

### 3 特別徴収の事務の流れ

事業者は特別徴収の対象となる給与所得者（1月1日現在給与の支払いを受けている事業者から、4月1日において引き続き給与の支払いを受けている人）について、毎年1月31日までに給与支払報告書を提出する必要があります。

その後、各市町から5月31日までに特別徴収義務者あてに送付される「特別徴収税額決定通知書」に記載されている税額を、6月以降毎月給与から徴収（天引き）し、翌月10日までに各従業員の住所地の市町へ、市町ごとの合算額を納入していただくこととなります（下記の普通徴収＜従業員が自分で納付＞対象者を除く）。

なお、給与の支払いを受ける従業員が常時10人未満の事業者には、申請により年12回の納期を年2回とする納期の特例があります。

また、従業員が退職・転勤などにより、給与の支払いを受けなくなった場合は、「給与支払報告書・特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」を、異動した月の翌月の10日までに提出してください。異動届出書の提出が遅れると、事業者あてに個人住民税の督促がなされたり、普通徴収への切り替え処理が遅れ、従業員に対し一度に多額の住民税の納税義務を負わせてしまう恐れがあります。

詳しくは、従業員がお住まいの市（区）役所、町役場へお問い合わせください。



### 普通徴収について

次の方は普通徴収（従業員が自分で納付）の対象となりますので、該当する記号を各従業員の給与支払報告書に記載の上、申し出ていただくようお願いします。

- a 退職された方または給与支払報告書を提出した年の5月末日までに退職予定の方
- b 給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期（毎月支給されていない）な方
- d 他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方

普通徴収の方は、1月1日時点にお住まいの市町より6月頃（市町により時期は異なる）に納税義務者あてに送付される納税通知書兼納付書で、1年分の個人住民税を一括または年4回に分けてお納めください。

## 県民税配当割

### 1 概要

株式会社などから個人が支払いを受ける上場株式等の配当などについて、県民税配当割を課税しています（別途、所得税＜国税＞が課税されます）。

### 2 納める人

県内に住所を有し、株式会社などから特定配当等の支払いを受ける人

※特定配当等とは次のものをいいます。

- ①上場株式等の配当等
- ②投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配
- ③特定投資法人の投資口の配当等
- ④特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの
- ⑤特定公社債の利子・特定口座外の割引債の償還金に係る差益金額

### 3 納める額・申告と納税

区分	納める額	申告・納税	(参考)
源泉徴収口座を利用するもの	〔〔源泉徴収口座内特定配当等の額〕－〔同口座内上場株式等の譲渡損失の額〕〕×5%	翌年1月10日までに証券会社などが申告し、納税します。	別途15.315%の所得税および復興特別所得税が課税されます。
上記以外のもの	特定配当等の額×5%	株式会社などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納税します。	

※源泉徴収口座を利用する場合、証券会社などへ源泉徴収口座への配当などの受け入れに関して届け出ておく必要があります。

### 4 市町への交付

県に納入された県民税配当割の59.4%を県内の市町に交付します。

## 県民税株式等譲渡所得割

### 1 概要

所得税において源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）内での上場株式等の譲渡所得について、県民税株式等譲渡所得割を課税しています（別途、所得税＜国税＞が課税されます）。

### 2 納める人

県内に住所を有し、証券会社などから源泉徴収口座内に株式等譲渡所得の支払いを受ける人

### 3 納める額

〔上場株式等の譲渡所得の額〕×5%（別途15.315%の所得税および復興特別所得税が課税されます）

### 4 申告と納税

証券会社などが、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年の1月10日までに申告し、納税します。

### 5 市町への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割の59.4%を県内の市町に交付します。

## 県民税利子割

### 1 概要

銀行や郵便局などの金融機関から個人が受け取る預貯金などの利子等について、県民税利子割を課税しています（別途、所得税＜国税＞が課税されます）。

※利子等とは次のものをいいます。

- ①特定公社債以外の公社債、預貯金の利子 ②懸賞金付貯金等の懸賞金等 ③抵当証券、掛け金、金投資口座、一時払い保険などの金融類似商品の収益など

### 2 納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける人

### 3 非課税措置

次の人には非課税制度があります。

- (1) 寡婦年金の受給者、遺族基礎年金を受給する妻、障害者

○少額預金非課税制度（マル優）…………… 350万円

○少額公債非課税制度（特別マル優）… 350万円

- (2) 勤労者

○財産形成住宅貯蓄 + ○財産形成年金貯蓄 = 合計で550万円

※非課税の手続きは、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出する必要があります。

### 4 納める額

支払いを受ける利子などの額×5%（別途15.315%の所得税および復興特別所得税が課税されます）

### 5 申告と納税

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納税します。

### 6 市町への交付

県分として収入した県民税利子割のおよそ6割を県内の市町に交付します。

## 個人事業税

### 1 概要

商店・喫茶店・クリーニング店・医者・弁護士など個人で事業を行っている人に対して、事業税を課税しています。

### 2 納める人と税率

区分	主な事業	税率(%)
第1種事業	物品販売業、不動産貸付業、運送業、請負業、駐車場業、飲食店業、その他の営業など	5
第2種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業（主として自家労力を用いて行うものを除く）	4
第3種事業	医業、歯科医業、弁護士業、税理士業、コンサルタント業、デザイン業、理容・美容業、クリーニング業、その他の自由業など	5
	あんま・はり・きゅうなどの事業、装蹄師業	3

### 3 納める額

納税額＝〔所得金額－各種控除額－事業主控除額（年290万円）〕×税率

（所得金額＝事業の総収入金額－必要経費－青色事業専従者給与額または事業専従者控除額）

### 4 申告と納税

#### (1) 申告

①前年1年間の事業による所得について、翌年3月15日までに、県税事務所に個人事業税の申告書を提出してください。

②所得税の確定申告書または住民税の申告書を提出した人は、個人事業税の申告書の提出は不要です。ただし、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、または住民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項を必ず記載してください。

③上記②にかかわらず、年の途中で事業を廃止した人は、廃止の日から1ヵ月以内（死亡により事業を廃止した場合は4ヵ月以内）に県税事務所に申告してください。

#### (2) 納税

県税事務所から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めてください。

ただし、税額が1万円以下の場合、8月に一括して納めてください。

# 法人県民税・法人事業税

## 1 概要

会社（法人）は、個人（自然人）と同様に財産を持ち、生産や販売などといった活動を行っていることから、会社（法人）に対しても所得（利益）などを基準として法人県民税および法人事業税を課税しています（別途、法人税＜国税＞、地方法人税＜国税＞、特別法人事業税※1＜国税＞、地方法人特別税※2＜国税＞、法人市町民税＜市町税＞が課税されます）。

※1 令和元年10月1日以後に開始する事業年度分から適用

※2 令和元年9月30日までの間に開始する事業年度に適用

## 2 納める人と納める税目

法人	法人県民税		法人事業税
	均等割	法人税割	
県内に事務所または事業所（本店・支店・工場など）を設けている法人 〔人格のない社団・財団または公益法人などについては、 収益事業を行っている法人に限ります〕	○	○	○
県内に寮・宿泊所・クラブ・保養所・集会所などのみを設けている法人	○		
県内に事務所・事業所または寮などを設けている公益法人などで収益事業を行っていない法人	○		

## 3 納める額

### (1) 法人県民税

①均等割（平成18年4月1日以後に開始する事業年度）

区分	税率（県民緑税を含む）
①公共法人、公益法人等 ②人格のない社団等 ③一般社団法人および一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの ⑤資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1千万円以下	年額 22,000円
資本金等の額が1千万円超1億円以下	年額 55,000円
資本金等の額が1億円超10億円以下	年額 143,000円
資本金等の額が10億円超50億円以下	年額 594,000円
資本金等の額が50億円超	年額 880,000円

※兵庫県では、「緑」の保全・再生を社会全体で支える仕組みとして「県民緑税」を実施しています。

平成18年4月1日以後に開始する事業年度から超過税率を適用しており、超過額は標準税率の均等割額の10%相当額となります。

※公共法人とは、法人税法第2条第5号に規定するもの、公益法人等とは、地方税法第24条第5項に規定するもの、人格のない社団等とは、同条第6項に規定するものをいいます。

※資本金等の額とは、法人税法上の資本金等の額から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除して無償増資の額を加算した額（資本金と資本準備金の合計額の方が大きい場合はその合計額）です。

※収益事業を行わない公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、特定非営利活動法人（NPO法人）およびマンション管理組合法人などについては、法人県民税均等割の減免制度があります。

②法人税割

区 分	税 額	
	H26.10.1からR元.9.30までの間に開始する事業年度	R元.10.1以後に開始する事業年度
資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額が年2,000万円以下の法人	法人税額×3.2%	法人税額×1.0%
上記以外の法人	法人税額×4.0%	法人税額×1.8%

※法人税額が年2,000万円以下であるかについては、関係都道府県に分割する前の課税標準となる法人税額により判定します。

(2) 法人事業税（資本金が1億円以下の所得金額課税法人（外形標準課税法人（20ページをご覧ください）を除く）、収入金額課税法人）

区 分	所得区分等	税 率 (%)				
		H26.10.1からR元.9.30までの間に開始する事業年度		R元.10.1以後に開始する事業年度		
		超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	
所得金額課税法人	普通法人	年所得のうち400万円以下の金額	3.65	3.4	3.75	3.5
		年所得のうち400万円超800万円以下の金額	5.465	5.1	5.665	5.3
		年所得のうち800万円超の金額	7.18	6.7	7.48	7.0
	特別法人（協同組合等）	年所得のうち400万円以下の金額	3.65	3.4	3.75	3.5
		年所得のうち400万円超の金額	4.93	4.6	5.23	4.9
		特定の協同組合等の所得のうち年所得10億円超の金額	5.895	5.5	6.095	5.7
	3府県以上に事務所等を有する資本金1,000万円以上の法人	普通法人	7.18	6.7	7.48	7.0
		特別法人	4.93	4.6	5.23	4.9
		特定の協同組合等の所得のうち年所得10億円超の金額	5.895	5.5	6.095	5.7
収入金額課税法人（電気供給業<小売電気事業等・発電事業等および特定卸供給事業を除く>、導管ガス供給業、保険業、貿易保険業）		0.965	0.9	1.065	1.0	

※資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年7,000万円以下、収入金額課税法人については、収入金額が年5億6,000万円以下の法人については、標準税率を適用します。

※ガス供給業のうち、一定のガス中小事業者が行う製造および小売りに係る事業については、平成30年3月31日までに開始する事業年度分は収入金額課税法人と、平成30年4月1日以後に開始する事業年度分は所得金額課税法人と同様の課税方式となります。また、ガス供給業のうち導管ガス供給業および特定ガス供給業以外の事業については、令和4年3月31日までに開始する事業年度分は収入金額課税法人と、令和4年4月1日以後に開始する事業年度分は所得金額課税法人と同様の課税方式となります。

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税が廃止され法人事業税に還元するとともに、還元後の法人事業税の一部を分離して特別法人事業税（国税）が創設されました（特別法人事業税および地方法人特別税については、19ページをご覧ください）。

※特別法人事業税および地方法人特別税で基準法人所得割（収入割）額を計算する際には、標準税率を使用します。

※電気供給業のうち、小売電気事業等・発電事業等および特定卸供給事業に係る法人事業税については23ページをご覧ください。

※ガス供給業のうち、特定ガス供給業に係る法人事業税については23ページをご覧ください。

## 4 申告と納税

### (1) 申告納付

法人の県民税・事業税は原則として事業年度終了後2ヵ月以内に確定申告をして納めてください。

また、事業年度が6ヵ月を超える法人で法人税の中間申告義務のある法人は、その事業年度開始の日から6ヵ月を経過した日から2ヵ月以内に原則として前事業年度の税額の半分の額を予定（中間）申告して納めてください。なお、法人事業税については、仮決算による中間申告を行うことができるのは、仮決算による中間税額が前事業年度の確定事業税額の12分の6を超えないときに限られます。

### (2) 他の都道府県との分割

兵庫県以外にも事務所または事業所を有する法人の法人事業税については、事業の種類によって従業者数、事務所数などを基準（分割基準）にして関係都道府県ごとに所得金額などをあん分して計算した税額を申告して納めます。

なお、法人県民税の分割基準は、すべての業種で従業者数となります。

区 分		分 割 基 準	
法人 事業 税	製造業	従業者数（資本金1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍）	
	電気供給業	平成29年3月31日から令和5年3月31日までに終了する事業年度	令和5年4月1日以後に終了する事業年度
		発電事業・特定卸供給事業	課税標準の3/4： 事務所などの固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4： 事務所などの固定資産の価額 ※ただし、事務所などの固定資産で発電所の用に供するものを有しない場合は、事務所などの固定資産の価額
	送配電事業	課税標準の3/4： 事務所などの所在する都道府県において発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4： 事務所などの固定資産の価額 ※ただし、発電所に接続する電線路を有しない場合は、事務所などの固定資産の価額	課税標準の3/4： 事務所などの所在する都道府県において発電所または蓄電用の施設に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4： 事務所などの固定資産の価額 ※ただし、発電所または蓄電用の施設に接続する電線路を有しない場合は、事務所などの固定資産の価額
	小売電気事業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数	
	ガス供給業・倉庫業	事務所などの固定資産の価額	
	鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数	
	非製造業 (上記以外の業種)	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数	
法人県民税（全業種）		従業者数	

### (3) グループ通算制度を適用している法人の申告

法人税においてグループ通算制度を適用している場合であっても、法人の県民税・事業税についてはグループ通算制度の適用はありません。納税義務者は通常どおり単体法人となりますので、基本的には、各法人の所得金額および法人税額を基に3の税率で計算します。

## 5 市町への交付

県に納入された法人事業税（超過課税相当分を除く）の7.7%を県内の市町に交付します。

## 特別法人事業税・地方法人特別税

### 1 創設の趣旨

偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系が構築されるまでの間の暫定的な措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税の税率が引き下げられるとともに、新たに国税として地方法人特別税が創設されましたが、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税が廃止され法人事業税に還元しました。

また、地方法人課税における新たな偏在是正措置として、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、還元後の法人事業税の一部を分離して特別法人事業税（国税）が創設されました。

### 2 特別法人事業税の概要

#### (1) 納める人

法人事業税の申告納付をする法人

#### (2) 納める額

基準法人所得割額（または基準法人収入割額）×税率

##### ①基準法人所得割額（基準法人収入割額）

地方税法の規定によって標準税率で計算した法人事業税所得割（収入割）額のことです。

よって、超過税率が適用されている法人については、標準税率により計算する必要があります。

##### ②特別法人事業税の税率

対 象 法 人		税 率 (%)	
		R元.10.1からR2.3.31までの間に開始する事業年度(※1)	R2.4.1以後に開始する事業年度(※2)
外形標準課税適用外法人	普通法人	37	
	特別法人	34.5	
外形標準課税適用法人		260	
収入金額課税法人		30	
小売電気事業等・発電事業等および 特定卸供給事業を行う法人		30	40
特定ガス供給業を行う法人		30	62.5

※1 特定卸供給事業は、令和4年3月31日までに終了する事業年度、特定ガス供給業は、令和4年3月31日までに開始する事業年度

※2 特定卸供給事業は、令和4年4月1日以後に終了する事業年度、特定ガス供給業は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度

#### (3) 申告と納税

法人事業税の申告と併せて県に申告して納めてください。

#### (4) 適用期日

令和元年10月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

### 3 地方法人特別税の概要（「納める人」、「申告と納税」は、特別法人事業税と同様）

#### (1) 納める額

基準法人所得割額（または基準法人収入割額）×税率

##### ○地方法人特別税の税率

対 象 法 人	税 率 (%)
	H28.4.1からR元.9.30までの間に開始する事業年度
外形標準課税適用外法人	43.2
外形標準課税適用法人	414.2
収入金額課税法人	43.2

#### (2) 適用期日

平成20年10月1日から令和元年9月30日までの間に開始する事業年度または平成20年10月1日以後の解散（合併による解散を除く）による清算所得について適用されます。

## 外形標準課税

### 1 対象法人（詳細は21ページをご覧ください）

- ①資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人
- ②前事業年度が外形標準課税の対象法人であって、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が10億円を超える資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ③特定法人との間に法人税法に規定する完全支配関係がある法人または100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人であって、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が2億円を超える資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人  
 （②、③は、所得に課税される法人に限る。公益法人等、特別法人（※）、人格のない社団等、特定目的会社等を除く。）  
 ※特別法人：農業協同組合、漁業協同組合、信用金庫、森林組合、医療法人など

### 2 課税標準

区 分	内 容
付加価値割	付加価値額＝（収益配分額±単年度損益） 収益配分額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料 ※報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除されます。
資本割	資本金等の額（22ページをご覧ください） ※一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分が課税標準から控除されます。 ※資本金等の額のうち、1,000億円を超える部分については、段階的な割り落とし措置が講じられ、1兆円を超える部分については課税標準に算入されません。
所得割	所得および清算所得

### 3 税率

区 分	税 率 (%)								
	H28. 4. 1からR元. 9. 30 までの間に開始する事業年度		R元.10. 1からR4. 3. 31 までの間に開始する事業年度		R4. 4. 1からR7. 3. 31 までの間に開始する事業年度		R7. 4. 1 以後に 開始する事業年度		
	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率	
付加価値割	1.26	-	1.26	-	1.26	-	1.26	1.2	
資本割	0.525	-	0.525	-	0.525	-	0.525	0.5	
所 得 割	年所得のうち400万円以下の金額	0.395	(0.3)	0.495	(0.4)	/		/	
	年所得のうち400万円超800万円以下の金額	0.635	(0.5)	0.835	(0.7)				
	年所得のうち800万円を超える金額	0.88	(0.7)	1.18	(1.0)				
	軽減税率不適用法人	0.88	(0.7)	1.18	(1.0)	1.18	(1.0)	1.18	1.0

- ※資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、所得が年7,000万円以下の法人については、標準税率を適用します。
- ※軽減税率不適用法人とは、3以上の都道府県に事務所等を有する資本金の額または出資金の額が1,000万円以上の法人です。  
 令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、外形標準課税法人は軽減税率の適用対象外となりました。
- ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税が廃止され法人事業税に還元するとともに、還元後の法人事業税の一部を分離して特別法人事業税（国税）が創設されました（特別法人事業税および地方法人特別税については19ページをご覧ください）。
- ※（ ）内の税率は、兵庫県での適用はありませんが、特別法人事業税および地方法人特別税で基準法人所得割額を計算する際には、標準税率を使用します。

### 4 徴収猶予

- 次のいずれかに該当すると認められる場合には、法人の申請により、3年以内の期間（最長6年間）に限り徴収を猶予することができます。なお、徴収猶予を行う場合には、一定の担保が必要となります。
- ①当該事業年度を含む過去の事業年度において3年以上継続して所得がない法人であり、地域経済・雇用などに与える影響が大きいと認める場合
  - ②当該事業年度において所得がない法人となっている創業5年以内の法人であって、その技術の高度性または事業の新規性などが地域経済の発展に寄与すると認める場合

## 外形標準課税の適用対象法人等の見直し

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、以下の見直しが行われました。

### 1 外形標準課税の対象法人について

従来の外形標準課税の対象法人（資本金の額または出資金の額が1億円を超えるもの）に加え、下記の法人が対象となります。

#### (1) 減資への対応（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

##### ① 対象法人

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・前事業年度が外形標準課税の対象法人
- ・事業年度末において、資本金の額または出資金の額が1億円以下
- ・事業年度末において、払込資本の額（資本金＋資本剰余金）が10億円超

##### ② 経過措置

令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）については、上記にかかわらず、以下の要件をすべて満たす法人は外形標準課税の対象となります。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度が外形標準課税の対象法人
- ・最初事業年度末において、資本金の額または出資金の額が1億円以下
- ・最初事業年度末において、払込資本の額が10億円超

※以下の要件をすべて満たす場合は、外形標準課税の対象となりません。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度が外形標準課税の対象法人
- ・公布日の前日（令和6年3月29日）において、資本金が1億円以下
- ・公布日（令和6年3月30日）以後に終了した各事業年度において、外形標準課税の対象外

#### (2) 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

##### ① 対象法人

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・所得等課税法人(注1)以外の法人で、事業年度末において資本金が1億円以下
- ・特定法人(注2)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人または100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・事業年度末において、払込資本の額(注3)が2億円超

(注1) 地方税法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）および一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

(注2) 払込資本の額が50億円を超える法人（地方税法第72条の2第1項第1号口に掲げる法人を除く。）および保険業法に規定する相互会社

(注3) 当該100%子法人等が剰余金の配当または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額

##### ② 負担軽減措置

上記100%子法人等への対応により外形標準課税の対象となった法人が、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、次のとおり税負担が軽減されます。

- ・令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の2/3を軽減
- ・令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度 当該超える額の1/3を軽減

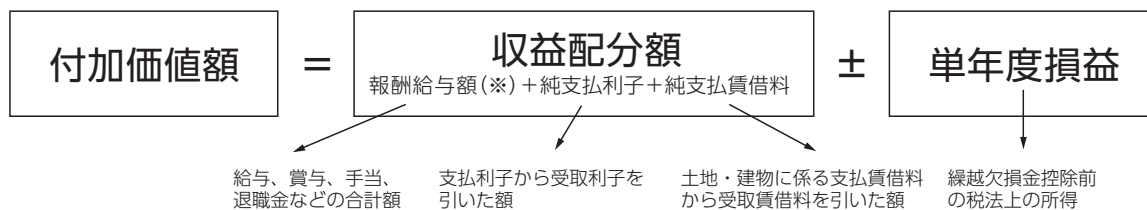
### 2 法人事業税の中間申告義務判定について（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、原則、法人事業税および特別法人事業税について中間申告の義務があります。令和7年4月1日以後開始事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象である場合に、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。

## 付加価値割・資本割の仕組み

[H28.4.1以後に開始する事業年度の場合]

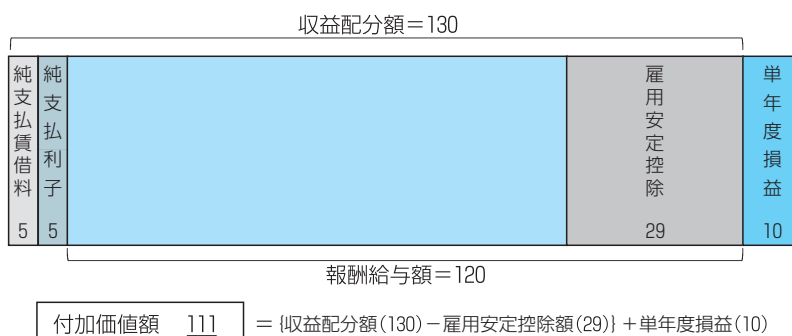
$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times \text{税率} \star$$



単年度損益に欠損金が生じた場合には収益配分額から控除

(参考)課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

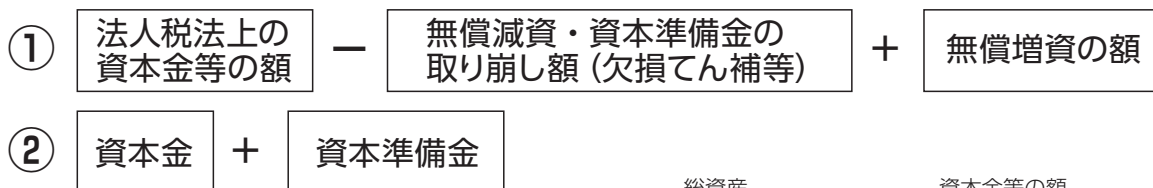
※ 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。



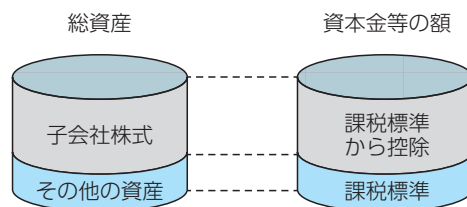
☆税率については20、23ページをご覧ください。

[H28.4.1以後に開始する事業年度の場合]

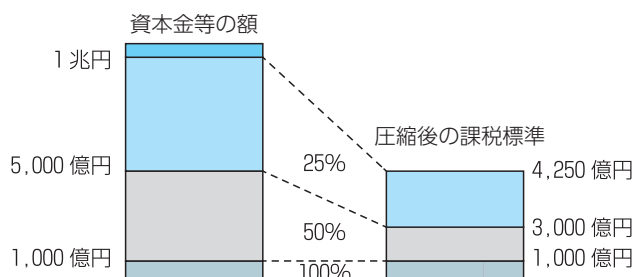
$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} \text{ (①と②のいずれか 大きい方の額)} \times \text{税率} \star$$



※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



※2 資本金等の額のうち1千億円を超える金額について割り落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



☆税率については20、23ページをご覧ください。

## 小売電気事業等・発電事業等および特定卸供給事業に係る法人事業税

### 1 概要

電気供給業のうち、小売電気事業等および発電事業等に係る法人事業税については令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち、特定卸供給事業に係る法人事業税については令和4年4月1日以後に終了する事業年度から、課税方式が見直されました。

### 2 対象法人

電気供給業のうち、小売電気事業等・発電事業等および特定卸供給事業を行う法人

### 3 税額（特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます）

#### (1) 外形標準課税適用法人

法人事業税額＝収入割額＋付加価値割額＋資本割額

区 分	税 率 (%)			
	R2.4.1からR7.3.31までの間に開始する事業年度		R7.4.1以後に開始する事業年度	
	超過税率	標準税率	超過税率	標準税率
収入割	0.8025	(0.75)	0.8025	0.75
付加価値割	0.3885	—	0.3885	0.37
資本割	0.1575	—	0.1575	0.15

※資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年5億6,000万円以下の法人については、標準税率を適用します。  
 ※( )内の税率は、兵庫県での適用はありませんが、特別法人事業税の基準法人収入割額を計算する際には、標準税率を使用します。  
 ※付加価値割、資本割の計算方法については20、22ページをご覧ください。

#### (2) 外形標準課税適用外の法人

法人事業税額＝収入割額＋所得割額

区 分	税 率 (%)	
	R2.4.1以後に開始する事業年度	
	超過税率	標準税率
収入割	0.8025	0.75
所得割	1.9425	1.85

※資本金の額または出資金の額が1億円以下で、かつ、収入金額が年5億6,000万円以下、かつ、所得が年7,000万円以下の法人については、標準税率を適用します。

※特別法人事業税の基準法人収入割額および基準法人所得割額を計算する際には、標準税率を使用します。

## 特定ガス供給業に係る法人事業税

### 1 概要

令和4年度税制改正により、ガス供給業のうち、特定ガス供給業に係る法人事業税について令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、課税方式が見直されました。

### 2 対象法人

ガス供給業のうち特定ガス供給業を行う法人

### 3 税額

法人事業税額＝収入割額＋付加価値割額＋資本割額

区 分	税 率 (%)	
	R4.4.1以後に開始する事業年度	
	超過税率	標準税率
収入割	0.519	0.48
付加価値割	0.8085	0.77
資本割	0.336	0.32

※付加価値割、資本割の計算方法については20、22ページをご覧ください。

# 地方消費税

## 1 概要

事業者が国内で行う商品・製品の販売やサービスの提供などに、国の税金である消費税と併せて課税している県税です（譲渡割）。また、外国から商品を輸入する場合も、輸入のときに課税します（貨物割）。

## 2 納める人

最終的な税の負担者は消費者ですが、実際に申告をして納める人は、主に納税義務者である事業者です。

区 分	納税義務者（課税事業者）
譲渡割	適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者、基準期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円を超える事業者等が、消費税および地方消費税の納税義務者（以下「課税事業者」といいます）となります。
貨物割	輸入品にかかる消費税および地方消費税については、事業者に限らず輸入者が納税義務者となりますので、消費者である個人が輸入する場合にも納税義務者となります。

## 3 納める額

消費税額の22/78（消費税率に換算すると2.2%。消費税率（7.8%）と地方消費税率の合計では10%）

区 分	納める額
譲渡割	課税事業者の納付する地方消費税は、国に納める消費税額（原則として課税期間の売上げに対する消費税額から仕入れに含まれる消費税額を控除した金額）の22/78となります。
貨物割	輸入品にかかる消費税額の22/78となります。

※飲食料品（酒類および外食等を除く）と、新聞（定期購読契約：週2回以上発行）については、軽減税率が適用され、地方消費税率は1.76%であり、消費税率（6.24%）との合計で8%となります。

## 4 申告と納税

区 分	納税方法等
譲渡割	課税事業者は、消費税の申告期限（個人事業者は課税期間の翌年の3月末日、法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内<注>）までに「消費税及び地方消費税の申告書」で税務署に申告し、申告した地方消費税額を消費税額と併せて納税してください。 <注>法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人についても、消費税・地方消費税の申告および納税は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内です。
貨物割	輸入品を保税地域から引き取る人は、国の消費税の申告と併せて税関に申告し、申告した地方消費税額と消費税額を併せて納税します。

## 5 都道府県間の清算

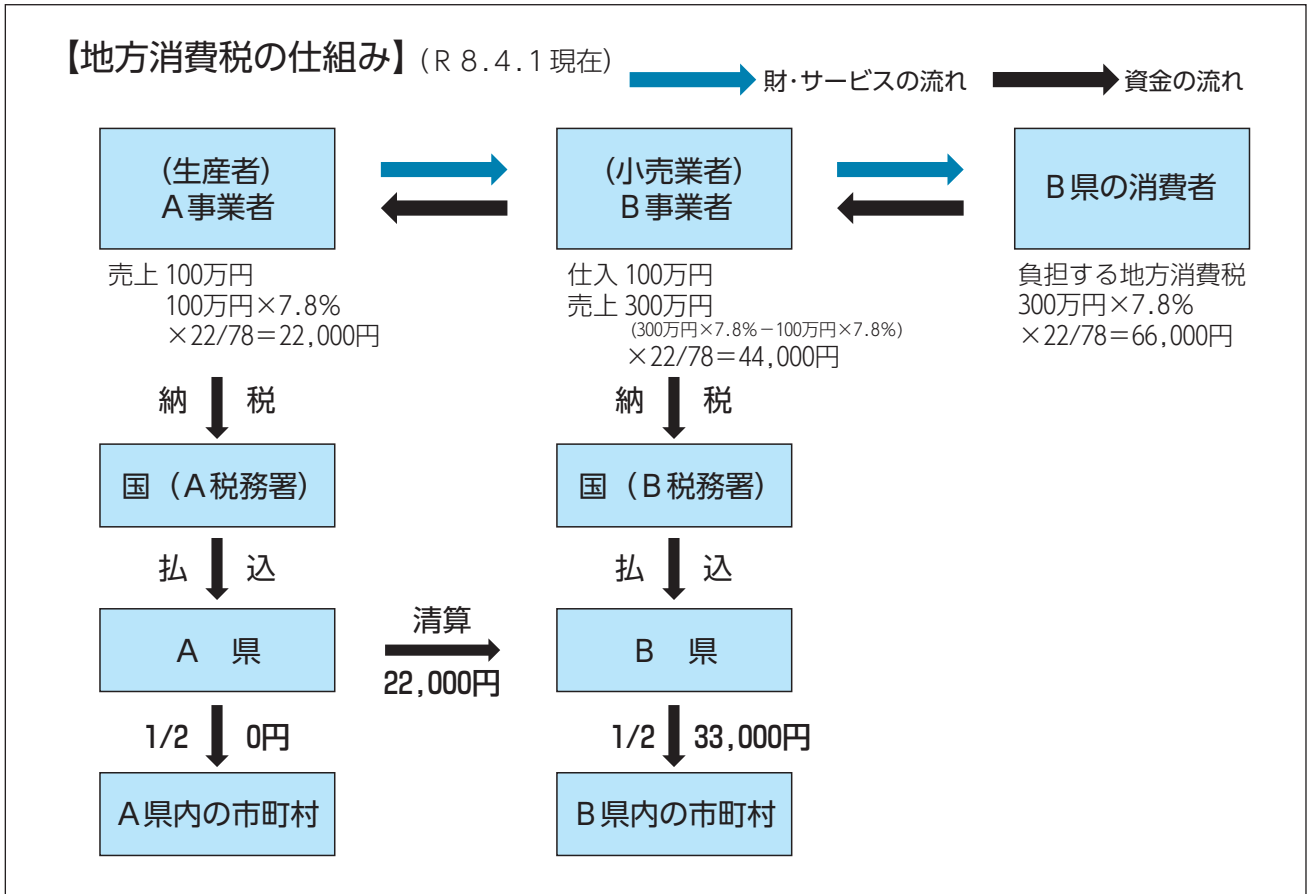
国は、地方消費税の納付のあった月の翌々月の末日までに都道府県に払い込むこととされています。

しかし、地方消費税の最終的な税負担者は消費者であることから、地方消費税は最終消費地に帰属する必要がありますが、多段階の消費課税であるため、課税地と消費地が不一致となってきます。この課税地と消費地の不一致を調整するため、都道府県間で消費に関する指標であん分して清算を行います。

指 標	ウエイト (%)
小売年間販売額とサービス業対個人事業収入額（経済センサス活動調査）の合計額	50
人口（国勢調査）	50

## 6 市町への交付

都道府県間の清算を行った後の額の1/2のうち、税率引き上げ分に相当する額については、全額人口（国勢調査）であん分し、社会保障財源として県内の市町に対して交付します。引き上げ分以外に相当する額については、これまでどおり1/2を人口で、1/2を従業者数（経済センサス基礎調査）であん分して交付します。



## 7 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入

### (1) インボイス制度の概要

令和5年10月1日から、消費税の複数税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されています。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」（いわゆるインボイス）などの保存が仕入税額控除の要件となっています。

### (2) 適格請求書（インボイス）

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、これまでの「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」および「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。

### (3) 適格請求書発行事業者の登録

インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Tax（詳細は45ページを参照）をご利用ください。

課税事業者の方は原則として登録を受けた日から、免税事業者の方は登録申請の際に登録希望日（提出日から15日以降の希望する日）を記載することで、その登録希望日から登録を受けることができます。

### (4) インボイス制度に関する問い合わせ先

インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルにお願いします。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9時～17時（土日祝日および年末年始を除く）

個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認する必要のある相談）は、所轄の税務署にご相談ください。

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

国税庁 インボイス制度

検索



## 不動産取得税

- 1 **概要** 不動産（土地・家屋）を売買、贈与、交換、建築などによって取得した場合に、課税しています。
- 2 **納める人** 不動産（土地や家屋）を取得した人
- 3 **納める額と税率**

区 分	税 率
令和9年3月31日までに取得した土地および住宅の場合	税額＝不動産の価格（課税標準額）×3%
上記以外の不動産の場合	税額＝不動産の価格（課税標準額）×4%

不動産の価格とは、不動産を売買、贈与、交換などによって取得したときに、市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）です。また、家屋を新築、増築などしたときは、価格が台帳に登録されていないため、固定資産評価基準により評価した価格です（買入価格や建築工事費などの価格には関係ありません）。

- 4 **免税点** 次の場合には、不動産取得税は課税しません。
  - ①取得した土地の価格が16万円未満の場合
  - ②家屋を建築したときの価格が1戸につき66万円未満の場合
  - ③家屋を売買・贈与などにより取得したときの価格が1戸につき34万円未満の場合

## 5 軽減措置

- (1) **住宅** 表1の住宅については、住宅の評価額から表1の控除額を控除します。

表1

区 分	適用の要件（すべてに該当すること）	控 除 額
住宅の建築 （新築・増築・改築） 新築未使用住宅の購入	床面積が40㎡以上240㎡以下であること （増改築の場合は、増改築後の全体面積） （注）高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた新築のサービス付き高齢者向け住宅（賃貸借契約方式のものに限る）は30㎡以上160㎡以下 ※この要件を満たす住宅を「特例適用住宅」といいます。	1戸につき、1,200万円 評価額が、1,200万円未満の場合は、その評価額を限度とします。  ※「認定長期優良住宅」を令和13年3月31日までに新築・取得した場合は1,300万円
耐震基準適合既存 （中古）住宅の取得	①取得した人がその住宅を自己の居住の用に供すること ②床面積が40㎡以上240㎡以下であること ③次のいずれかの要件を満たすこと ア昭和57年1月1日以後に新築された住宅であること イ「新耐震基準」を満たす住宅であること（「耐震基準適合証明書」などによる証明がなされた住宅＜当該住宅の取得日前2年以内に当該証明のための調査が終了したものに限り＞） ※これらの要件を満たす住宅を「耐震基準適合既存住宅」といいます。	新築年月日 昭和57年1月1日～昭和60年6月30日… 420万円 昭和60年7月1日～平成元年3月31日… 450万円 平成元年4月1日～平成9年3月31日…1,000万円 平成9年4月1日～ …1,200万円  ※左の③イの要件を満たす既存住宅の場合は、新築年月日が昭和57年1月1日より前の住宅についても新築年月日に応じた額を控除します。

（注）新耐震基準に適合しない中古住宅を取得し、入居前（取得した日から6ヵ月以内）に新耐震基準に適合するための改修を実施した場合や、宅地建物取引業者が中古住宅（築10年以上）を取得し、住宅性能向上改修を行い、個人に販売した場合（取得した日から2年以内）についても、一定の要件を満たした場合に、軽減措置があります。

**(2) 土地** 表2の土地については、課税標準額を軽減します。

表2

区 分	対 象	軽減の内容
宅地評価土地 (宅地・市街化区域内農地など)	令和9年3月31日までに取得されたもの	課税標準額を価格の2分の1に軽減

表3の土地については、土地の税額から表3の額を減額します。

表3

区 分	減額適用の要件	減額される額
特例適用住宅用土地の取得 (注1)	①土地を取得した日から3年(令和13年3月31日までに取得した場合(注2))以内にその土地の上に特例適用住宅が新築されたとき(その土地を引き続き所有している場合、または特例適用住宅の新築がその土地を最初に譲り受けた人によって行われた場合に限ります)	AとBのいずれか多い方の額 A: 45,000円 B: 土地1㎡当たりの価格(評価額(注3))×(住宅の床面積×2※)×3% ※200㎡を超える場合は200㎡
	②特例適用住宅を新築した日から1年以内にその住宅用の土地を取得したとき	
	③土地付き特例適用住宅を新築された日から1年以内に取得したとき	
	④自己居住用の土地付き特例適用住宅を取得した場合(土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地取得前または取得後1年以内に住宅を取得していること)	
耐震基準適合既存住宅用土地の取得(注1)	①土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得したとき(同時に取得した場合を含む)	
	②耐震基準適合既存住宅を取得した日から1年以内にその住宅用の土地を取得したとき	

(注1) 特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅の床面積の要件は、土地を取得した時点での要件となります。

(注2) 新築される特例適用住宅が、サービス付き高齢者向け住宅の場合は2年以内となります。また、1棟で100戸以上の共同住宅の場合は、4年以内となる場合があります。

(注3) 宅地評価土地の特例が適用される土地は、2分の1に軽減した後の価格で計算します。

(注4) 5(1)(注)の住宅用の土地についても、一定の要件を満たした場合に軽減措置があります。

**(3) その他**

土地・家屋を収用することができる事業(公共事業)のために、所有する不動産をその公共事業の施行者に譲渡し、それに代わる不動産を2年以内に取得した場合などについて軽減措置があります。

**6 申告と納税**

**(1) 申告** 未登記の不動産を取得した場合は、不動産取得申告書を提出してください。

※令和5年4月1日より、登記申請された場合は取得申告書の提出が不要となりました。

**(2) 納税** 県税事務所から送付される納税通知書により、納めてください。

**7 納税の猶予**

土地を取得した日から3年(令和13年3月31日までに取得した場合)以内にその土地の上に特例適用住宅が新築される予定があるときは、その土地に対する不動産取得税のうち、減額見込み相当額の徴収を、住宅の完成の日まで猶予する制度があります。

## 不動産と税

区分	県税	国税	市町税
譲渡したとき	県民税	所得税および復興特別所得税	市町民税
取得したとき	不動産取得税	相続税、贈与税	特別土地保有税 (平成15年度以後の課税は停止されています)
保有しているとき	—	—	固定資産税、都市計画税 特別土地保有税(上記に同じ)

※このほか、登記をする際には、登録免許税<国税>が課税されます。

### 1 譲渡したとき

#### 住民税(県民税・市町民税)、所得税および復興特別所得税

- ①納める人：土地や建物を譲渡したことにより所得が生じた人
  - ②納める額：課税譲渡所得金額(譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用)) × 税率
    - ア 長期譲渡所得(所有期間(注1)が5年超)の税額：課税長期譲渡所得金額 × 5% (別途、所得税15%・復興特別所得税(注2))
    - イ 短期譲渡所得(所有期間(注1)が5年以下)の税額：課税短期譲渡所得金額 × 9% (別途、所得税30%・復興特別所得税(注2))
- (注1)「所有期間」は譲渡した年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより判定します。  
 (注2)所得税と併せて、基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額。

※優良住宅地の造成などのための譲渡・居住用財産の譲渡などの特例措置があります。

### 2 取得したとき

#### (1) 相続税

- ①納める人：死亡した人の財産を相続・遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した人
- ②納める額：遺産総額から債務などを控除した額 - {3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)} … A  
 課税遺産総額 A を法定相続分で分けた額 × 税率 (10% ~ 55%) …… B  
 相続税の総額 (B の総額) × 各人の課税価格 / 各人の課税価格の合計額 …… C  
 各人ごとの相続税額 (C の金額) - 贈与税額控除額、配偶者の税額軽減額、未成年者控除額など

#### (2) 贈与税

- ①納める人：個人から財産を贈与により取得した人
- ②納める額：いずれかを選択します。
  - ア 暦年課税：(贈与を受けた財産の価額の合計額 - 110万円) × 税率 (10% ~ 55%)
  - イ 相続時精算課税：{贈与を受けた財産の価額の合計額 - 110万円(※) - 2,500万円(累計)} × 税率 (一律20%)  
 ※令和6年1月1日以降の贈与については、110万円を控除します。

(注1)「相続時精算課税」は、その年の1月1日において、60歳以上の父母や祖父母から18歳以上の子や孫への贈与の場合に適用されます。

(注2)「相続時精算課税」を選択すると、その後、同じ贈与者からの贈与について「暦年課税」へ変更することはできません。

(注3)「相続時精算課税」を適用した財産は、贈与をした人が死亡した場合、相続財産に含めて相続税額を計算します。

### 3 保有しているとき

#### (1) 固定資産税

- ①納める人：固定資産(土地、家屋および償却資産)の所有者として毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている人
- ②納める額：固定資産課税台帳に登録された価格 × 税率(市町の条例で定められます。標準税率は1.4%)

#### (2) 都市計画税

- ①納める人：都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地や家屋の所有者として、毎年1月1日現在、固定資産課税台帳に登録されている人
- ②納める額：固定資産課税台帳に登録された価格 × 税率(市町の条例で定められます。最高0.3%)

# 県たばこ税

## 1 概要

日本たばこ産業株式会社などの製造たばこの製造者・特定販売業者（輸入業者）・卸売販売業者が、県内の小売販売業者、消費者に売り渡すたばこに対して、課税しています（別途、市町たばこ税<市町税>、国たばこ税<国税>が課税されます）。

## 2 納める人 製造たばこの製造者、特定販売業者、卸売販売業者

## 3 納める額 たばこ税の税率（税額）は、次表のとおり段階的に改正されます。

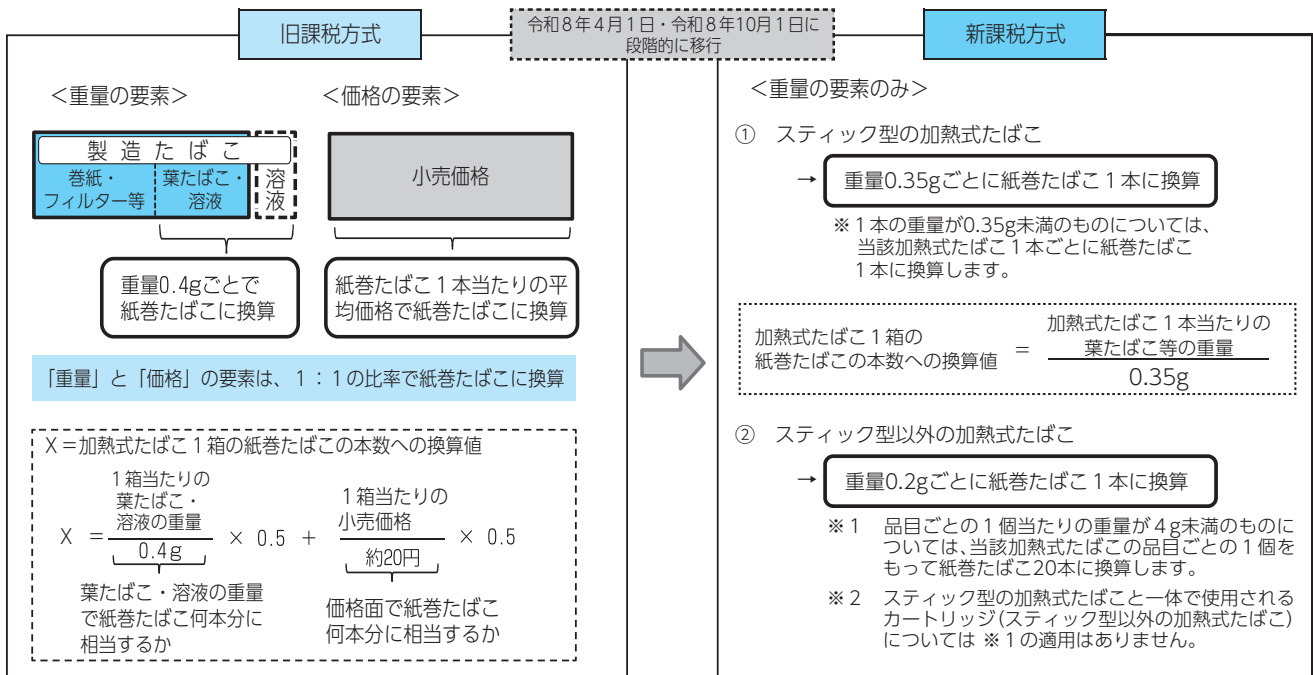
区 分		R 8. 4. 1 現在	R 9. 4. 1 ~	R 10. 4. 1 ~	R 11. 4. 1 ~
紙巻たばこ	地方のたばこ税 (県たばこ税)	7,622 円 (1,070 円)	7,622 円 (1,070 円)	7,622 円 (1,070 円)	7,622 円 (1,070 円)
	(市町たばこ税)	(6,552 円)	(6,552 円)	(6,552 円)	(6,552 円)
	国のたばこ税	7,622 円	8,122 円	8,622 円	9,122 円
	計	15,244 円	15,744 円	16,244 円	16,744 円

※税率は、1,000本当たりの額となります。

※「国のたばこ税」には、たばこ特別税も含まれます。

※旧3級品については、令和元年10月1日から一般の紙巻たばこと税率が同じになりました。

※加熱式たばこについては、紙巻たばこの本数に換算して上表の税率を適用します。換算方式については、令和8年4月1日と令和8年10月1日に段階的に旧課税方式から新課税方式に移行されます。（下図参照）

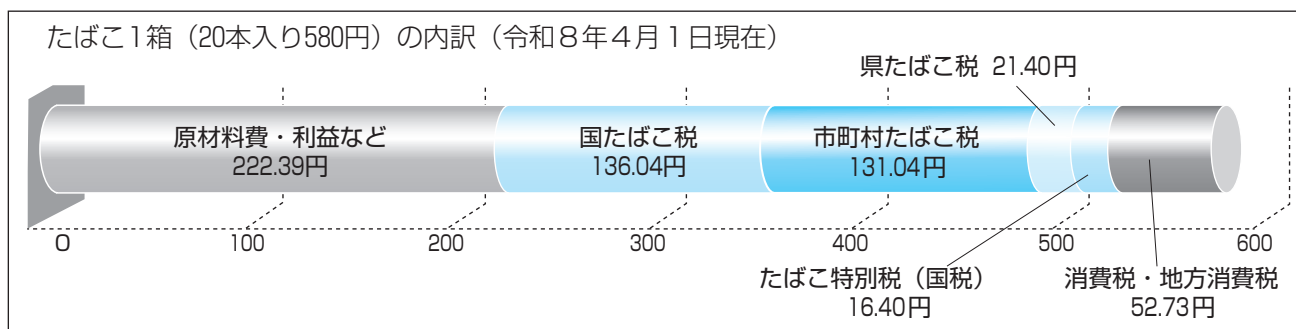


※葉巻たばこについては、紙巻たばこの本数に換算して上表の税率を適用します。葉巻たばこのうち、軽量の葉巻たばこの換算方式については、令和2年10月1日から令和3年9月30日まで一定の経過措置が講じられ、令和3年10月1日から紙巻たばこ同様の本数課税方式に移行しました。

- ・ 軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満のもの）：1本につき1本
- ・ 上記以外の葉巻たばこ：1gにつき1本

#### 4 申告と納税

日本たばこ産業株式会社などが毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。



## ゴルフ場利用税

### 1 概要

ゴルフ場を利用した人に課税しています（別途、ゴルフ場の利用については、消費税<国税>および地方消費税<県税>も課税されます）。

**2 納める人** ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通じて納めます。

**3 納める額** ゴルフ場の規模、利用料金などを基準として等級を決めています。

区分	特級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
税額 (1人につき日額)	1,200円	1,100円	1,000円	800円	700円	600円	500円	400円	300円

### 4 非課税措置

次の人にはゴルフ場利用税は課税しません（該当する旨の証明が必要です）。

- ①18歳未満の人      ②70歳以上の人      ③障害者
- ④国民スポーツ大会参加選手の同大会ゴルフ競技および公式の練習としての利用
- ⑤学生、生徒、教員などが学校の教育活動としてゴルフを行う場合の利用
- ⑥国際的な規模のスポーツ競技会（閣議において決定または了解されたものに限る）のゴルフ競技参加選手の同競技会ゴルフ競技および公式の練習としての利用

### 5 申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分を翌月15日までに申告し、納税します。

### 6 市町への交付

県に納入されたゴルフ場利用税の10分の7は、ゴルフ場の所在する市町へ交付します。

# 自動車税

## 1 概要

自動車の保有に対しては自動車税を課税しています（軽自動車・オートバイなどには、軽自動車税＜市町＞が課税されます）。

また、令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車については、税率が引き下げられています。

※令和8年4月1日から、自動車を取得したときに課税していた「自動車税環境性能割」が廃止されました。そのため、自動車を保有しているときに課税される「自動車税種別割」が「自動車税」に名称変更されています。

## 2 納める人

兵庫県内に主たる定置場のある自動車を保有している人（軽自動車、オートバイなどを除く）

割賦販売契約により、売り主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買い主

## 3 納める額

(1) 乗用車（ロータリー車は、作動室容積の合計の1.5倍を総排気量とします）

総排気量	年 税 額 (円)		
	自 家 用		営 業 用
	令和元年9月30日までに 新車新規登録を受けたもの	令和元年10月1日以後に 新車新規登録を受けたもの	
1,000cc以下	29,500	25,000	7,500
1,000cc超 1,500cc以下	34,500	30,500	8,500
1,500cc超 2,000cc以下	39,500	36,000	9,500
2,000cc超 2,500cc以下	45,000	43,500	13,800
2,500cc超 3,000cc以下	51,000	50,000	15,700
3,000cc超 3,500cc以下	58,000	57,000	17,900
3,500cc超 4,000cc以下	66,500	65,500	20,500
4,000cc超 4,500cc以下	76,500	75,500	23,600
4,500cc超 6,000cc以下	88,000	87,000	27,200
6,000cc超	111,000	110,000	40,700

(2) ライトバン（最大積載量が1トン以下の車の場合）

総排気量	年 税 額 (円)	
	自 家 用	営 業 用
1,000cc以下	13,200	10,200
1,000cc超 1,500cc以下	14,300	11,200
1,500cc超	16,000	12,800

※ライトバンとは、トラックのうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずる車をいいます。

(3) トラック（主な車）

最大積載量	年 税 額 (円)	
	自 家 用	営 業 用
1トン以下	8,000	6,500
1トン超2トン以下	11,500	9,000
2トン超3トン以下	16,000	12,000
3トン超4トン以下	20,500	15,000
4トン超5トン以下	25,500	18,500

## 4 軽減措置

(1) 環境性能の優れた自動車に対する軽減措置など

燃費性能などの優れた自動車について、税率の軽減措置があります。

詳細は、33ページをご覧ください。

(2) 障害のある方に対する減免措置

身体障害者手帳などをお持ちの方で一定の要件に該当する場合については、自動車税などの減免を実施しています。

詳細は、34ページをご覧ください。

## 5 申告と納税

### (1) 申告

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、その日から7日以内（新規登録、変更または移転登録の申請をするときは、その申請をした際）に申告書を提出してください。

また、型式指定車の新車新規登録などについては、自動車保有関係手続きのワンストップサービスにより、インターネットから申告・納税ができます（詳細は、34ページをご覧ください）。

### (2) 納税

区 分	納 税 方 法
賦課期日（4月1日）現在に自動車を所有または使用している人	県税事務所から送付される納税通知書により、5月中に納めてください。（5月末日が休日の場合は、6月の最初の平日が納期限となります）
賦課期日後に新規登録した人（3月中に新規登録した場合を除く）	登録の際、神戸運輸監理部兵庫陸運部および同姫路自動車検査登録事務所に隣接する県の窓口で申告し、月割りで納めてください。 月割りの納税額＝年税額× $\frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$

#### 住所が変わったときは…

引っ越しなどで住所が変わった方は、県税事務所にご連絡ください。

（車検証の住所を変更済みの方は不要です）

自動車税の住所変更は下記のホームページから電子申請も可能ですので、ご利用ください。

兵庫県税務課ホームページ

兵庫県 自動車税住所変更届

検索

## 6 税の還付

自動車を年度途中で抹消登録した場合は、月割りにより自動車税を還付します。

ただし、移転登録や変更登録の場合は、譲り渡した人にその年度分全額の納税義務がありますので還付しません。

## 7 継続検査および構造等変更検査用納税証明書の発行

納税確認の電子化により、自動車の継続検査および構造等変更検査を受ける際、納税証明書の提示は不要です（納付後、車検更新までおおむね1週間経過していない場合など、納税証明書が必要な場合があります）。詳しくは、兵庫県ホームページ「自動車税の納税確認の電子化」をご覧ください。

納税証明書が必要な場合は、下記のいずれかにて請求してください。

- ①各県税事務所の管理担当課
- ②神戸県税事務所自動車税審査課（神戸運輸監理部兵庫陸運部内）または姫路県税事務所自動車税審査課（神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所内）

## 8 兵庫県自動車税納税状況確認システム

自動車の「登録番号」と「車台番号下4桁」を入力することで、自動車税（兵庫県税に限る）が納税されているか（＝車検を通せる状態にあるか）を検索できます。詳しくは兵庫県ホームページ「兵庫県自動車税納税状況確認システム」をご覧ください。

## 自動車税のグリーン化

### 1 初回新規登録から一定年数を経過した自動車に対する特例措置

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、次のとおり税率が高くなります。

対 象 自 動 車	措 置 内 容
新車新規登録（H27年3月31日以前に登録）から11年を超えているディーゼル車	経過した翌年度から通常の税率よりおおむね15%高くなります。 ただし、バス・トラック（ライトバン含む）は、おおむね10%高くなります。
新車新規登録（H25年3月31日以前に登録）から13年を超えているガソリン車・LPG車	

(注) 電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引車は除きます。

### 2 環境性能の優れた自動車に対する軽減措置

(1) 令和7～9年度（令和7年4月1日～令和10年3月31日）に新車新規登録（注）された下表の自動車については、新車新規登録の翌年度に限り税率を軽減します。

対 象 自 動 車	措 置 内 容
電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（H21年排出基準10%以上低減またはH30年排出基準適合）	おおむね75%軽減

(注) 新車新規登録とは、道路運送車両法第7条第1項の新規登録をいいます。

(2) 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に新車新規登録（注1）された下表の自動車については、令和8年度に限り税率を軽減します。

対 象 自 動 車		措 置 内 容
営業用乗用車（ガソリン・LPG）	低排出ガス認定車『★★★★（注2）』かつ『R12年度燃費基準90%達成（注3）』かつ『R2年度燃費基準達成（注4）』	おおむね75%軽減
営業用乗用車（ディーゼル）	H30年排出ガス基準適合またはH21年排出ガス基準適合かつ『R12年度燃費基準70%達成』かつ『R2年度燃費基準達成』	

(注1) 新車新規登録とは、道路運送車両法第7条第1項の新規登録をいいます。

(注2) 『★★★★』とは、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出を低減させた車です。

(注3) 車検証の備考欄に「令和12年度燃費基準達成車」と記載されます。

(注4) 車検証の備考欄に「令和2年度燃費基準達成車」と記載されます。

(3) 環境性能が優れているとして新車新規登録された翌年度に軽減措置が行われていた自動車については、新車新規登録された翌々年度より通常の税率に戻ります。

## 障害のある方に対する自動車税の減免措置

### 1 減免対象となる自動車

もっぱら障害のある方の移動手段として継続的に使用される次に掲げる自動車が減免の対象となります。減免できる自動車は障害者1人に対して1台（軽自動車を含む）です。

- ①障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得または所有し、運転する自動車
- ②障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

### 2 減免申請の手続き（申請者は納税義務がある方です）

#### (1) 申請書類について

減免申請する際には、①減免申請書②障害者手帳（原本）③運転免許証または免許情報の記録されたマイナンバーカード【マイナ免許証】（原本）④軽自動車税の減免を受けていない証明書が必要となります。また、申請内容により⑤住民票（原本）⑥障害者との扶養関係が確認できる書類⑦常時介護の申立書⑧既に減免を受けていた自動車を移転・抹消登録した場合は、移転・抹消登録が確認できる車検証等（写し）が必要となる場合があります。

#### (2) 申請場所について

自動車の取得状況などに応じて、次の窓口にお問い合わせください。

- ①新しく自動車を購入（取得）する場合：自動車税審査課（56、58ページをご覧ください）
- ②既に所有している自動車で、新たに自動車税の減免を受ける場合：登録地を管轄する県税事務所（55～60ページをご覧ください）

## 自動車保有関係手続きのワンストップサービス（OSS）

### 1 概要

自動車を保有するために必要な各種手続き（警察への保管場所証明＜車庫証明＞申請、運輸支局への登録申請、県税事務所への自動車税の申告納税など）をオンライン申請で一括して行うシステムです。

### 2 オンライン申請できる手続き

【登録車】型式指定車の新車新規登録・中古車新規登録・移転登録・変更登録・一時抹消登録・永久抹消登録・移転一時抹消登録・移転永久抹消登録・変更一時抹消登録・記載事項変更

※営業用自動車・特種用途車・減免を申請する自動車・非課税車などについては、オンライン申請できない場合があります。

### 3 OSS手続きの詳細およびお問い合わせについて

OSSホームページ（<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>）をご覧ください。

OSSヘルプデスク（（050）5540-2000）

※受付時間 8時30分～17時（年末年始を除く平日）

## 軽自動車保有関係手続きのワンストップサービス（軽OSS）

### 1 概要

軽自動車を購入する際に必要な各種手続き（軽自動車検査協会への検査申請、市町への軽自動車税の申告など）をオンライン申請で一括して行うシステムです。

### 2 オンライン申請できる手続き

【軽自動車】型式指定車の新車新規申請

※営業用自動車・特種用途車・減免を申請する自動車・非課税車などについては、オンライン申請できない場合があります。

### 3 OSS手続きの詳細およびお問い合わせについて

軽OSSホームページ（<https://www.k-oss.keikenkyo.or.jp/portal/>）をご覧ください。

軽OSSヘルプデスク（（050）3364-0800）

※受付時間 8時30分～17時（年末年始を除く平日）

## 自動車税をめぐるトラブルが多く発生しています！

『手放した自動車の納税通知書が届いた！』

自動車を譲渡したり下取りに出したりしたときには必ず運輸支局などで移転または抹消の登録（申請）をしてください。

※3月31日までに手続きが行われない場合には、翌年度も課税されますので、必ず手続きをしてください。

『転居して住民票を移したのに納税通知書が届かない！』

住民票を移しても車検証の住所は変わりません。管轄の運輸支局などで車検証の住所を変更してください。その際、住所の表記は詳しく正確に。（日本郵便株式会社の転送期間は1年間です。運輸支局などで手続きをしないと納税通知書が届かないことがあります）

『自動車を譲ってくれた友人に納税通知書が届いた！』

運輸支局などで移転の登録はしましたか？

自動車税は、4月1日現在の登録名義人である所有者（所有権留保付自動車の場合には使用者）に課税されますので、3月31日までに移転の登録が行われていないと元の所有者（使用者）に課税されます。

『壊れて動かなくなっている自動車の税金がかかっている！』

1日も早く、管轄の運輸支局などで抹消の登録をしてください。

抹消の登録をすれば翌月から税金はかかりません。

### 《自動車の登録の問い合わせ先》

神戸ナンバー：神戸運輸監理部兵庫陸運部 ☎（050）5540-2066

姫路ナンバー：神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所 ☎（050）5540-2067

## 自動車と税

区 分	県 税	国 税	市町税
購入したとき	自動車税 (P31 ~ 34)	自動車重量税 消 費 税	
	地方消費税 (P24、25)		
保有しているとき	自動車税 (P31 ~ 34)	自動車重量税	軽自動車税
使用するとき (燃料)	軽油引取税 (軽油) (P38、39)	揮発油税 (ガソリン) 地方揮発油税 (ガソリン) 石油ガス税 (L P G)	

### <自動車にかかる税 (県が徴収するものを除く)>

#### 1 購入したとき

自動車の対価 (付属品を含む) に対し、消費税および地方消費税 (10% < 消費税7.8%、地方消費税2.2% >) が課税されます。

#### 2 保有しているとき

##### (1) 軽自動車税

令和8年4月1日時点で納税義務が発生する自動車については、軽自動車税が課税されます。

##### ① 軽四輪車など

※令和8年4月1日から令和10年3月31日までに新規取得し、一定の基準を満たすものは、取得の翌年度分のみグリーン化特例 (軽課) が適用されます (新車に限る)。

また最初の新規検査から13年経過したものには、平成28年度以降、おおむね20%のグリーン化特例 (重課) が適用されます。

区 分		税 率 (円)	グリーン化特例 (軽課) (円)		重 課 (円)	
			75%軽減	50%軽減		
軽 四 輪 車	乗用車	自家用	10,800	2,700	—	12,900
		営業用	6,900	1,800	3,500	8,200
	貨物車	自家用	5,000	1,300	—	6,000
		営業用	3,800	1,000	—	4,500
軽三輪車		3,900	1,000	2,000(※)	4,600	

※営業用乗用車に限る。

#### <グリーン化特例 (軽課) の基準>

取得時期	区 分	乗 用 車	貨 物 車
R 8. 4. 1 ~ R 10. 3. 31	おおむね75%軽減	電気自動車 (燃料電池自動車を含む)、天然ガス自動車 (注)	

(注) 天然ガス自動車で、平成21年天然ガス車基準値より10%以上窒素酸化物の排出を低減させた車または平成30年天然ガス車基準に適合する車に限る。

## ②二輪車など

区 分		税 率 (円)
二輪車 (125cc超のオートバイ)	250cc以下	3,600
	250cc超	6,000
一般原動機付自転車 (125cc以下のオートバイ)	50cc以下	2,000
	50cc超90cc以下	2,000
	125cc以下 かつ4.0kw以下	2,000
	90cc超	2,400
	ミニカー	3,700
特定小型原動機付自転車 (電動キックボード)	—	2,000

## (2) 自動車重量税

車 種	車検期間	右表以外の自動車 (13年超の経年車を除く)			燃費基準達成車		
		自家用(円)	営業用(円)	本則税率(円)			
検査 自動車	乗 用 自 動 車	3年	車両重量0.5トンごと	12,300	—	7,500	
		2年	//	8,200	—	5,000	
		1年	//	4,100	2,600	2,500	
	バ	1年	車両総重量1トンごと	4,100	2,600	2,500	
	トラック	車両総重量 2.5トン超	2年	//	8,200	5,200	5,000
			1年	//	4,100	2,600	2,500
		車両総重量 2.5トン以下	2年	//	6,600	5,200	5,000
			1年	//	3,300	2,600	2,500
	特 種 車	2年	//	8,200	5,200	5,000	
		1年	//	4,100	2,600	2,500	
	小 型 二 輪 車	3年	1車両につき	5,700	4,500	4,500	
		2年	//	3,800	3,000	3,000	
		1年	//	1,900	1,500	1,500	
	検 査 対 象 軽 自 動 車	3年	//	9,900	—	7,500	
		2年	//	6,600	5,200	5,000	
1年		//	3,300	2,600	2,500		
届出軽 自動車	検査対象外 軽自動車	二輪車	—	//	4,900	4,100	4,000
		その他	—	//	9,900	7,800	7,500

※環境負荷の小さい自動車について、平成24年5月1日から令和10年4月30日までの間に受ける新規検査や継続検査などで、その期間の最初に受ける検査に限り軽減される場合があります。

## 3 使用するとき

## (1) 揮発油税・地方揮発油税(旧地方道路税)

ガソリン1リットルにつき 揮 発 油 税 24.3円

地方揮発油税 4.4円…全額地方公共団体に譲与されます。

## (2) 石油ガス税

石油ガス1キログラムにつき、17.5円…収入額の2分の1は地方公共団体に譲与されます。

# 軽油引取税

## 1 概要

軽油の引き取りに対して課税しています。

## 2 納める人

- ① 特約業者または元売業者から軽油を引き取った人
- ② 軽油に軽油以外の油（灯油・重油など）を混和するなどして製造された軽油（製造軽油）を販売した販売業者
- ③ 軽油またはガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者または消費した場合の自動車の保有者 など

## 3 納める額

1キロリットルにつき、15,000円（1リットルにつき15円）

## 4 免税軽油

### ① 対象

エチレンその他の石油化学製品を製造する人がその原料の用途に供する軽油に加え、令和9年3月31日までの措置として農業・林業・漁業・鉱物の掘採事業など法令で定める用途に供する軽油は免税します。

### ② 手続き

- ア 県税事務所へ申請し、免税軽油使用者証の交付を受ける。
- イ 免税証の交付を申請し、必要な数量の免税証を受け取る。
- ウ 販売者から免税証と引き換えに軽油引取税を含まない価格で、軽油を購入する。
- エ 購入した（引き取った）免税軽油の数量などを県税事務所に報告する。

## 5 申告と納税

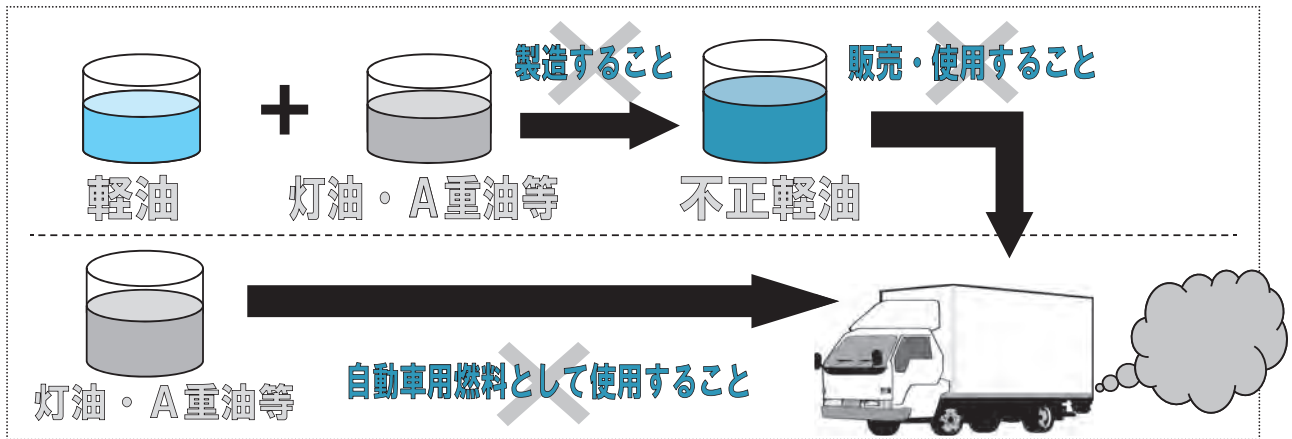
区 分	内 容
納入申告と納税	特約業者または元売業者が、軽油を引き取った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納税します。
納付申告と納税	①販売業者が製造軽油を販売したり、軽油またはガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合 ②自動車の保有者が軽油またはガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合 などは、販売業者または自動車の保有者などが毎月分を翌月末までに申告し、納税します。

## 6 神戸市への交付

県に納税された軽油引取税の約20%を神戸市に交付します。

## 不正軽油

不正軽油とは、県の承認を受けずに、軽油に灯油や重油を混ぜた油などをいい、これを作ること、買うこと、使うことは違法行為となり、罰せられます。



不正軽油の製造・販売・使用は、脱税行為であるほか、エンジンの損傷・環境汚染・廃棄物の不法投棄などをまねき、住民の健康や生活を脅かす悪質な犯罪行為です。

## 不正軽油に関する主な罰則

軽油引取税の脱税、製造などの承認を受ける義務に違反した場合	10年以下の拘禁刑、 1,000万円以下の罰金
不正軽油に使われると知って原材料（重油や灯油）・薬品・資金・土地・建物・車両・機械などを提供、運搬した場合	7年以下の拘禁刑、 700万円以下の罰金
不正軽油と知って保管または運搬、販売、購入した場合	3年以下の拘禁刑、 300万円以下の罰金
帳簿書類などの調査や採油、質問などの拒否	1年以下の拘禁刑、 50万円以下の罰金

## 次のような場合は、「不正軽油」かもしれません！

- ・飛び込みで安い軽油の売り込みがある。
- ・軽油が黒色や茶褐色をしている  
(通常の品質の軽油は半透明または薄黄色です)。
- ・油のニオイに加えて、鼻をつくような刺激臭があり目が痛い。
- ・エンジンがかかりにくくなった。ノッキングする。
- ・燃費が悪くなったり、馬力が落ちる。
- ・深夜・早朝に不審なタンクローリーが出入りしている。



軽油抜き取り調査の様子

## ■不正軽油に関する情報は、「不正軽油ホットライン」まで

TEL：(078) 647-9152 (税務課 不正軽油特別対策官)

TEL：(078) 647-9149 (神戸県税事務所 軽油調査課)

FAX：(078) 362-3906 (税務課)

E-mail：zeimuka@pref.hyogo.lg.jp (税務課)



## 狩猟税

### 1 概要

狩猟者として登録を受ける際に狩猟税を課税しています。

### 2 納める人

知事の狩猟者の登録を受ける人

### 3 使途

納められた税収は、鳥獣の保護および狩猟に関する県の施策の財源となります。

### 4 納める額

狩猟免許の種類	区 分	税 率 (円)
第1種銃猟免許 (空気銃以外の銃器)	県民税の所得割の納付を要する人	16,500
	上記以外の人	11,000
網猟免許、わな猟免許 (なげ網、わななど)	県民税の所得割の納付を要する人	8,200
	上記以外の人	5,500
第2種銃猟免許 (空気銃)	———	5,500

(注1) 第1種銃猟免許を受けた人が、装薬銃のほか空気銃を使用する場合には、空気銃に係る狩猟税を課税しません。

(注2) 「上記以外の人」の区分に該当する人であっても、所得割の納付を要する人の扶養を受けている人（農業・水産業または林業に従事している人を除く）などは狩猟税がそれぞれ16,500円、8,200円となります。

### 5 軽減措置（令和11年3月31日までに受ける狩猟者の登録について適用します）

- ①対象鳥獣捕獲員および認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟税は課税免除になります。
- ②申請日前1年以内に有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲に従事した者に係る狩猟税は通常の2分の1になります。

### 6 納税

狩猟者の登録を受けるときに県税事務所で納めてください。

県民税の所得割の納付を要しない人は、その旨を証明する書類を関係する市町から受けて提出してください。

## 鉱区税

### 1 概要

県内に鉱区で鉱物を採掘する権利（鉱業権）を有する人に鉱区税を課税しています。

### 2 納める人

県内に鉱区を有する鉱業権者

### 3 納める額

砂鉱を目的とする鉱区…………… 面積100アールごとに年額200円

砂鉱を目的としない鉱区…………… 試掘鉱区は面積100アールごとに年額200円  
採掘鉱区は面積100アールごとに年額400円

※1 石油または可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税額の3分の2になります。

※2 賦課期日（4月1日）後に鉱業権の設定・消滅があった場合は月割課税になります。

### 4 申告と納税

#### (1) 申告

鉱業権の設定、消滅または変更のあった日から7日以内に申告してください。

#### (2) 納税

県税事務所から送付する納税通知書により、5月に納めてください。

# 超過課税の概要およびその活用

## 法人県民税超過課税

### (1) 概要

兵庫県では、昭和49年10月から、関係企業の理解と協力を得て、法人県民税の超過課税を実施しています。勤労者の多様な働き方と生き方および健康で豊かな生活環境の確保を推進するための事業の貴重な財源として活用しています。

#### ①対象

資本金（または出資金）の額が1億円超または法人税額年2,000万円超の法人

#### ②超過税率

0.8%（標準税率1.0%に上乘せ）

#### ③期間（第11期）

令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間に開始する各事業年度分

### (2) 現在取り組んでいる主な事業

#### ①勤労者の能力向上と労働環境の整備への支援

##### （勤労者の能力向上）

・大学生等インターンシップ推進事業、女性の就業サポート事業、中小企業等の階層別女性社員研修事業、ミドル世代・シニア世代就労支援事業、起業家支援事業、ひょうごイノベーション拠点開設支援事業、コワーキングスペース開設支援事業、若者起業人材育成事業、ひょうごオープンイノベーション推進事業、成長産業育成コンソーシアム推進事業、成長産業試作開発支援事業、事業継続支援事業、事業承継推進事業、理工系人材獲得促進事業、高校生の県内就職促進事業、特例子会社・事業協同組合設立等助成金事業、障害者雇用拡大支援事業、障害者体験ワーク事業、ひょうごジョブコーチ推進事業

##### （勤労者の労働環境の整備）

・労働環境対策事業、女性活躍推進グループ活動支援事業、商工会・商工会議所体制整備事業、企業BCP/BCM伴走型支援事業、企業のメンタルヘルス等推進事業、健康づくり研修会支援事業、企業従業員と家族の歯科健診受診促進支援事業、企業におけるがん検診受診促進事業、三大疾病療養者の治療と仕事の両立支援事業、勤労者の骨髄等移植ドナー環境づくり推進支援事業、不妊治療促進企業支援事業、不妊治療支援強化事業

##### （仕事と生活の調和の取組支援）

・ひょうご仕事と生活センター事業、多様な働き方推進支援事業、大学生向けWLB認定企業の魅力発信強化事業、中小企業従業員福利厚生支援事業、ひょうごケア・アシスタント推進事業、働き盛り世代の認知症理解促進事業、兵庫型奨学金返済支援事業、社会福祉法人等奨学金返済支援事業、私立学校等教員確保支援事業

#### ②子育てと仕事の両立支援

・ひょうご保育料軽減事業、保育所乳幼児子育て応援事業、私立幼稚園乳幼児子育て応援事業、預かり保育延長促進事業、認定こども園整備等促進事業、企業主導型保育事業促進事業、幼児教育連携促進事業、病児保育士処遇改善事業

#### ③子育て世帯への支援

・こども医療費助成事業



ミドル世代・シニア世代就労支援事業



企業BCP/BCM伴走型支援事業



ひょうごケア・アシスタント推進事業



乳幼児子育て応援事業

詳しくは

兵庫県 法人県民税超過課税

検索

## 法人事業税超過課税

### (1) 概要

兵庫県では、昭和51年3月から、関係企業の理解と協力を得て、法人事業税の超過課税を実施しています。県内産業の発展や県民生活の安定基盤となる産業・雇用の復興の貴重な財源として活用しています。

#### ①対象

- 次のいずれかに該当する法人
- ・ 資本金（または出資金）の額が1億円超の法人
  - ・ 課税標準となる所得が年7,000万円超の法人
  - ・ 課税標準となる収入金額が年5億6,000万円超の法人

#### ②超過税率

法人事業税の標準税率と特別法人事業税※の税率を合わせた税率の1.05倍  
 （※詳細は19ページをご覧ください）

#### ③期間（第11期）

令和8年3月12日から令和13年3月11日までの5年間に終了する各事業年度分

### (2) 現在取り組んでいる主な事業

#### ①経済・雇用の新展開

- ・ 産業構造改革と新事業展開の促進
- ・ デジタル化とイノベーションの推進
- ・ 人材育成と確保の強化

#### ②兵庫を牽引する新たな産業の創出

- ・ 成長産業の育成
- ・ スタートアップエコシステムの形成
- ・ 科学技術基盤を活用した技術革新支援



R7. 10月海外展示会  
 (Hydrogen Technology EXPO Europe)

#### ③中小企業の経営基盤の強化・持続的な発展

- ・ DX等による生産性の向上
- ・ 新事業展開や海外展開等を通じた経営の持続性向上
- ・ 地場産業の競争力強化
- ・ 国内外からの誘客の促進



国際フロンティア産業メッセ2025

#### ④地域経済を支える人材の育成・確保

- ・ 人への投資の促進
- ・ 多様な人材の確保
- ・ 誰もが生き生きと働ける環境づくり

#### ⑤産業立地基盤整備・防災力の強化

- ・ 持続的な経済成長の実現に向けた物流・産業・交流を支えるインフラ整備
- ・ 防災力の強化

詳しくは

兵庫県 法人事業税超過課税

検索

## 県民緑税（県民税均等割超過課税）

### （1）概要

兵庫県では、豊かな緑を次の世代に引き継いでいくため、県民共通の財産である「緑」の保全・再生を社会全体で支え、県民総参加で取り組む仕組みとして、平成18年度から「県民緑税」（県民税均等割超過課税）を導入し、森林の防災面での機能を高める「災害に強い森づくり」や、環境改善や防災性の向上を目的とした都市の緑化を進めています。

#### ①対象

- 個人：1月1日現在で県内に住所等を有する人  
（一定の所得基準を下回る等により均等割が課税されない人は対象外）
- 法人：県内に事務所、事業所または寮等を有する法人等

#### ②超過税率

- 個人：800円（個人県民税均等割の標準税率1,000円に上乗せ）
- 法人：標準税率の均等割額の10%相当額

#### ③期間（第5期）

- 個人：令和8年度分から令和12年度分
- 法人：令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間に開始する各事業年度分

### （2）現在取り組んでいる主な事業

#### ①災害に強い森づくり

森林の防災面での機能強化や野生動物による農作物被害の軽減を目的に、森林整備や簡易防災施設の設置を行うほか、地域住民等が自発的に取り組む災害に強い森づくり活動を支援します。

- ・流域の森整備：土留工や簡易流木止め施設の設置、災害緩衝林整備、針広混交林への転換
- ・里山防災林整備：集落裏山の危険木伐採、簡易防災施設の設置
- ・野生動物共生林整備：バッファゾーンの整備、荒廃森林の植生回復
- ・住民参画型森林整備：地域住民等による森づくり活動の支援
- ・都市山防災林整備：六甲山系周辺の森林整備、簡易防災施設の設置



伐倒木を利用した土留工



災害緩衝林と簡易流木止め施設

#### ②県民まちなみ緑化事業

都市の環境改善や防災性向上などを目的に、住民団体や企業等が行う植樹や芝生化などの緑化活動に対して「県民まちなみ緑化事業」により支援します。

- ・一般緑化（空地、広場、公園など）
- ・校園庭の芝生化  
（学校、幼稚園、保育園など）
- ・ひろばの芝生化  
（公園、広場、グラウンドなど）
- ・駐車場の芝生化
- ・建築物の屋上緑化・壁面緑化
- ・都心緑化  
（都心における大規模な緑化）



一般緑化



校園庭の芝生化

詳しくは

兵庫県 県民緑税

検索

# 納税と申告

## 電子申告・納税、申請書などのダウンロードサービス

### 1 eLTAX（地方税ポータルシステム）

(1) 概要 インターネットを利用して地方税の申告・納税・申請・届け出ができます。

(2) 利用できる税目・内容・様式

区分	利用できる税目・内容・様式
申告	法人県民税、法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、固定資産税償却資産（知事・大臣配分資産、大規模償却資産）
納税	eLTAX申告対象税目について地方税共通納税システムを通じて、以下の方法により電子納税することができます。 ・ダイレクト納付 事前に登録した預貯金口座からの振替により、即時または指定した期日に納付ができます。 ・インターネットバンキングなどによる納付 共通納税対応金融機関のインターネットバンキングやATMなどを利用して納付ができます。 ・クレジットカードによる納付 税額に応じてシステム利用料がかかります。 ※共通納税システムは、複数の地方公共団体へ一括して電子納税することができます。共通納税対応金融機関はeLTAXホームページでご確認ください。
申請・届け出	法人関係：法人設立届、登記事項等異動届、法人税に係る確定申告書等の提出期限の延長の処分等の届出書など 不動産取得税：減額・課税標準の特例適用申告など ゴルフ場利用税：特別徴収義務者登録申請書、軽減税率（課税免除）適用申請書 軽油引取税：事業の開廃等の届出書、特別徴収義務者登録等申請書など 鉦区税：鉦区税申告書 個人事業税：個人事業税申告書など 税目共通：更正請求書、申告書の提出期限の延長の承認申請書、納税管理人申告（申請）書、課税対象とならない利用（課税免除）の届出書、予納の申出など


(3) 利用可能時間


- ・eLTAX 8時30分～24時00分（原則土・日・祝日、12/29～1/3は除く）  
 休日のご利用可能日時についてはeLTAXホームページでご確認ください。
- ・共通納税 支払方法や繁忙期により利用可能時間が異なります。  
 詳しくは、eLTAXホームページでご確認ください。

eLTAXの利用方法や利用可能時間などの詳細、eLTAXに関するお問い合わせは下記のホームページをご覧ください。

エルタックス

検索

  
 eLTAX

  
 eLTAX  
 よくあるご質問

### 2 申請書などのダウンロードサービス

県税の申告書・申請書の様式をダウンロードしてご利用いただけます。

「兵庫県電子申請システム（e-ひょうご）」

申請団体選択ページで「兵庫県」を選択

→ 申請書ダウンロード

e-ひょうご

検索



#### ■主な掲載書類

法人関係税関係	確定申告書、法人設立（支店等設置・県外転入）届、登記事項等異動届 ほか
納税・還付関係	納税証明書交付請求書、委任状（自動車税の還付）ほか

### 3 e-Tax (国税電子申告・納税システム)

(1) 概要 インターネットを利用して国税の申告・納税・申請・届け出などができます。

#### (2) 利用できる税目・内容・様式

区分	利用できる税目・内容・様式
申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得税および復興特別所得税、相続税、贈与税、法人税・地方法人税、消費税（地方消費税を含む）、復興特別法人税、酒税、間接諸税</li> </ul>
納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダイレクト納付 税務署へ事前に届け出た預貯金口座（複数口座の登録が可能です）からの口座引落しにより、即時または指定した期日に国税の納付ができます。</li> <li>・インターネットバンキングなどによる納付 Pay-easy（ペイジー）に対応した金融機関のインターネットバンキングやATMなどを利用して国税の納付ができます。</li> <li>・クレジットカード納付 国税のクレジットカード納付専用の外部サイト「国税クレジットカードお支払サイト」からクレジットカードで納付ができます。</li> <li>・スマホアプリ納付 e-Taxを経由していただくことで、国税のスマホアプリ納付専用の外部サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」から納税者が利用可能なPay払いを選択し、納付ができます。</li> </ul>
申請・届け出など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税関係法令に規定されている申請・届け出など（電子納税証明書の請求および発行を含む） 例：設立（開業）の届出、青色申告の承認申請、給与支払事務所等の開設・移転・廃止の届出、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請、消費税課税事業者届出など</li> </ul>

#### (3) 利用可能時間

- ・ **e-Tax** メンテナンス時間を除き24時間利用可能。  
詳細な利用可能時間については、e-Taxホームページでご確認ください。
- ・ **電子納税** e-Taxおよび国税クレジットカードお支払いサイトのメンテナンス時間を除き24時間利用可能。ただし、ダイレクト納付（即時納付）およびインターネットバンキングによる電子納税は、e-Taxの利用可能時間で、かつ納税手続きを行う金融機関のシステムが稼働している時間となります。ご利用になる金融機関にあらかじめご確認ください。

「e-Tax」の最新情報やご利用にあたっての手続きなどの詳細は下記のホームページをご覧ください。

e-Taxホームページ

イータックス

検索



# 本県税務事務におけるマイナンバーの取り扱い

## 1 マイナンバー制度とは

マイナンバー（社会保障・税番号）は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤となります。



## 2 申告書などへの個人番号・法人番号の記載

原則、平成28年1月1日以後に提出される申告書などから、個人番号・法人番号を記載していただいています。県税事務所から本人へ交付される税務関係書類（納税通知書、更正・決定通知書等）などについては、国税分野および社会保障分野における番号の利用方法との整合性を考慮し、当面記載しない取り扱いとしています。

### 【税目別の個人番号・法人番号を要する事務手続き】

税目	事務手続き
個人県民税	・住民税申告書の提出 ・給与支払報告書の提出
個人事業税	・事業税申告書の提出
法人県民税 法人事業税	・確定申告書および中間申告書の提出 ・中間納付額の還付の請求
不動産取得税	・賦課徴収に関する申告書の提出
自動車税	・減免の申請 (自動車購入<取得>時に行う減免申請を除く)

(注1) 上記の内容は一例であり、税目、手続き別に個人番号・法人番号を要する事務手続きは異なります。詳細については、県税事務所へお問い合わせください。

(注2) マイナンバーカード（個人番号カード）を持参していないなどにより、申告時に個人番号を記載することができない場合には、番号の記載がなくても申告書などは受理します。

## 3 マイナンバー（個人番号）を記載した申告書などの本人確認

本人から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、番号確認（正しい個人番号であることの確認）と身元（実在）確認（提供を行う方が番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認を行う必要があります。

## 4 本人確認のために必要な書類の具体的な組み合わせ

マイナンバー（個人番号）が記載された申告書などを書面で提出される際の本人確認に必要な書類の具体的な組み合わせ（番号確認と身元確認のための書類）は、次ページのとおりです。

(1) 本人が申告書などを提出する場合

※ 郵送の場合は写しを同封してください。

	番号確認	身元確認
①	マイナンバーカード (個人番号カード) [裏面]	マイナンバーカード (個人番号カード) [表面]
②		【写真付き身分証明書 (以下から1点)】 運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/写真付き学生証/写真付き身分証明書/写真付き社員証/写真付き資格証明書/戦傷病者手帳
③	【以下から1点】 ・通知カード ・住民票の写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの)	【身分証明書 (以下から1点)】 公的医療保険の資格確認書/介護保険の被保険者証/健康保険日雇特例被保険者手帳/児童扶養手当証書/プレ印字申告書
④		【身分証明書 (以下から2点)】 学生証 (写真なし) /身分証明書 (写真なし) /社員証 (写真なし) /資格証明書 (写真なし) /国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書/印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し (謄本もしくは抄本も可) /住民票の写し/住民票記載事項証明書/母子健康手帳/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/納税通知書/源泉徴収票/上場株式配当等の支払通知書/特定口座年間取引報告書

(2) 代理人が申告書などを提出する場合

※ 郵送の場合は写しを同封してください。

	代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
①	【以下から1点】 ・委任状 [原本] (任意代理人の場合) ・戸籍謄本等の資格証明書 (法定代理人の場合)	【以下から1点】 代理人のマイナンバーカード (個人番号カード) /運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/写真付き学生証/写真付き身分証明書/写真付き社員証/写真付き資格証明書/戦傷病者手帳 <b>&lt;代理人が法人の場合&gt;</b> 登記事項証明書/印鑑登録証明書/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書のうちいずれか1点と当該法人との関係を証する書類 (社員証等)	【以下から1点(写し可)】 ・本人のマイナンバーカード (個人番号カード) [両面] ・通知カード ・住民票の写しや住民票記載事項証明書 (個人番号が記載されたもの)
②	・本人しか持ち得ない書類 (例: マイナンバーカード (個人番号カード)、運転免許証、パスポート)	【以下から2点】 公的医療保険の資格確認書/介護保険の被保険者証/健康保険日雇特例被保険者手帳/児童扶養手当証書/学生証 (写真なし) /身分証明書 (写真なし) /社員証 (写真なし) /資格証明書 (写真なし) /国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書/印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し (謄本もしくは抄本も可) /住民票の写し/住民票記載事項証明書/母子健康手帳/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/納税通知書/源泉徴収票/上場株式配当等の支払通知書/特定口座年間取引報告書	

(注) 公的医療保険の資格確認書の写しを送付する場合は、保険者番号および被保険者等記号・番号のマスキングを施してください。

「通知カード」は、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

## 納税方法・納税場所（令和8年4月現在）

納付書の様式により、納付方法や納税場所が異なる場合がありますのでご注意ください。

### ◎金融機関

- 1 兵庫県の指定金融機関・指定代理金融機関・収納代理金融機関では、全ての納付書で納めることができます。  
兵庫県の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関は、兵庫県ホームページ「公金取扱い窓口について」でご確認ください。  
※りそな銀行・関西みらい銀行については、2026年3月31日をもって窓口収納を終了しました。窓口収納終了後も引き続きQRコードが印字された納付書のお取扱いは可能です。
- 2 ④「地方税統一QRコード（eL-QR）」が印字された納付書は、地方税統一QRコードに対応している金融機関で納めることができます。

詳しくは、兵庫県ホームページ「県税の納税方法」をご覧ください。

兵庫県税 納税場所

検索

#### 【ゆうちょ銀行・郵便局で納める場合】

- ① ④「地方税統一QRコード（eL-QR）」または⑤「Pay-easy（ペイジー）」マークが印字された納付書は、全国のゆうちょ銀行・郵便局で納めることができます。
- ②①以外の納付書の場合、近畿2府4県（兵庫県、大阪府、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県）に所在する店舗で納めることができます。それ以外のゆうちょ銀行・郵便局で納める場合は、納付に必要な専用の指定様式を送りますので、管轄の県税事務所までご連絡ください。

### ◎コンビニエンスストア 【バーコードが印字されている納付書に限ります】

コンビニエンスストア収納用バーコードが印字された納付書は、全国にある以下のコンビニエンスストアで納めることができます。

ローソン、セブン-イレブン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ミニストップ、ポプラ、くらしハウス、生活彩家、MMK設置店

#### ！ご注意ください

次の納付書は、ご利用いただけません。

- ①コンビニエンスストア収納用のバーコードの印字がない、またはバーコードが読み取れない納付書
- ②1枚あたりの合計金額が30万円を超える納付書
- ③収納可能な期限（納付書表面に記載）を過ぎた納付書

### ◎スマートフォン決済アプリ 【地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書に限ります】

納付書表面に印字している地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取り、納付手続きをしてください。詳しくは「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

地方税お支払サイト

検索

#### ！ご注意ください

- ①金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所窓口では、使用できません。
- ②納付書表面に記載された収納可能な期限を過ぎると取扱いできません。  
※令和8年9月に「地方税お支払サイト」から「eLお支払サイト」へ名称変更予定です。

## ◎クレジットカード【地方税統一QRコード（e L-QR）が印字されている納付書に限ります】

VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Clubのマークがついているクレジットカードが利用できます。

納付書表面に印字している地方税統一QRコード（e L-QR）を読み取り、納付手続をしてください。

なお、税額に応じてシステム利用料がかかります。

詳しくは「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

### ！ ご注意ください

①金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所窓口では、使用できません。

②納付書表面に記載された収納可能な期限を過ぎると取扱いできません。

※令和8年9月に「地方税お支払サイト」から「e Lお支払サイト」へ名称変更予定です。

地方税お支払サイト

検索

## ◎Pay-easy（ペイジー）

Pay-easy（ペイジー）に対応したインターネットバンキングや、ATMのメニュー「税金・各種料金の払い込み」から納めることができます。

金融機関ごとに利用できるサービスが異なりますので、詳しくは「Pay-easy」のサイト（<https://www.pay-easy.jp/index.html>）をご覧ください。

また、Pay-easy（ペイジー）対応金融機関が変更となる場合があります。最新の情報は、兵庫県ホームページ「県税の納税方法」をご確認ください。

兵庫県税 納税場所

検索

## ◎口座振替（自動車税・個人事業税）

### 1 手続き

「納付書送付依頼書兼口座振替依頼書」に金融機関（ゆうちょ銀行を除く）と預金口座を記入し、お届けの印鑑を押印のうえ、金融機関の窓口か、県税事務所に提出してください。

### 2 お取り扱いできる預金

普通預金、当座預金、納税準備預金 ※預金口座は納税者ご本人のものに限ります。

個人住民税の口座振替については、お住まいの市（区）役所、町役場へお問い合わせください。

## ◎e L T A X（地方税ポータルシステム）により電子申告した場合

地方税共通納税システムを通じて、以下の方法により電子納税することができます。

詳しくは、44ページをご覧ください。

### 1 ダイレクト納付

### 2 インターネットバンキングなどによる納付

### 3 クレジットカードによる納付 ※税額に応じてシステム利用料がかかります。

### ！ ご注意ください

スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング・ATM（Pay-easy）で納付された場合、

①領収証書は発行されません。

②自動車税納税証明書（継続検査及び構造等変更検査用）片に領収日付印は押印されません。

納税確認の電子化により、車検更新時における運輸支局での納税証明書の提示が省略できます。運輸支局で納税が確認できる日の目安など、詳しくは兵庫県ホームページ「自動車税の納税確認の電子化」でご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

## 県税の納税証明書

区分	一般用納税証明書	自動車税継続検査および構造等変更検査用納税証明書
1 概要	課税（申告）額、納税額、未納がないことなどを証明するものです	滞納がないことを証明するものです。 なお、納税確認の電子化により、原則、自動車の継続検査および構造等変更検査を受ける際の納税証明書の提示が不要になりました。 ただし、以下の場合などは引き続き納税証明書が必要です。 ①自動車税の納付後、おおむね1週間以内に車検を受ける場合（納付先から本県に納付データが到来するまで相当の時間を要するため） ②車検有効期限を長期間経過した自動車の場合 ※軽自動車、小型二輪自動車の納税証明書は、管轄の市町にお問い合わせください。
2 請求窓口	各県税事務所の管理担当課	①各県税事務所の管理担当課 ②神戸県税事務所自動車税審査課（神戸運輸監理部兵庫陸運部内）または姫路県税事務所自動車税審査課（神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所内）
3 請求に必要なもの	①運転免許証、マイナンバーカードなどの本人確認書類（原本） ②納税証明書の請求日前おおむね1週間以内に納税された場合は領収証書（原本） ③代理人が請求する場合は、委任状、代理人の本人確認書類（原本）	※車台番号（下4けた）を交付請求書に記載することで、委任状に代えることができます。
	※法人の場合は、会社名のゴム印などをお持ちいただくと迅速に処理ができます。	
4 交付手数料	1通につき400円	無料

県税の納税証明書は郵送で請求することができます。窓口混雑緩和のため、郵送での請求を積極的にご活用ください。

請求方法等は、兵庫県ホームページ「県税納税証明書の郵送請求」をご確認ください。

兵庫県 納税証明書 郵送

検索 

### ！ ご注意ください

個人情報の保護をより一層図るため、納税証明書の交付に際して、請求者の本人確認書類や代理人請求の場合は委任状が必要です。また、納税者ご本人であるとの確認が困難であることから、電話による未納額などの納税状況照会はご遠慮願います。

## 自主納税についてのお願い

県税は、教育、福祉、産業振興など、みなさんのくらしを支える大切な財源です。納税は定められた納期限までをお願いします。納期限までに納められなかった場合は、督促状が送付され、本来納付すべき税額のほかに延滞金もあわせて納付しなければなりません。また、滞納したままでいると、財産の差押えなどの処分を受けることになります。

### 1 延滞金

#### 概要

納期限を過ぎても納められなかった場合には、期限内に納税された方との公平性を図るため、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ、延滞金を課します。

区 分	平成26年1月1日～ 令和2年12月31日	令和3年1月1日～
納期限の翌日から1ヵ月を経過するまでの期間	特例基準割合+1%	延滞金特例基準割合+1%
納期限の翌日から1ヵ月を経過した日以降の期間	特例基準割合+7.3%	延滞金特例基準割合+7.3%

※延滞金特例基準割合＝国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年9月から前年の8月における平均として当該年の前年に財務大臣が告示する割合+1%（上限7.3%）。令和8年1月1日から同年12月31日までの延滞金特例基準割合は1.8%。

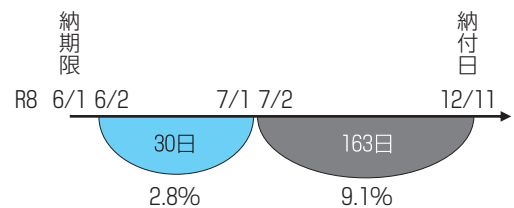
※特例基準割合＝国内銀行の貸出約定平均金利（新規・短期）の前々年10月から前年の9月における平均として当該年の前年に財務大臣が告示する割合+1%（上限7.3%）。

#### ○延滞金の計算例

令和8年6月1日納期限の自動車税39,500円をその年の12月11日に納付した場合

$$39,000円 \times \frac{2.8}{100} \times \frac{30}{365} + 39,000円 \times \frac{9.1}{100} \times \frac{163}{365} = 1,600円$$

(千円未満切り捨て) (百円未満切り捨て)



### 2 加算金

#### 概要

法人事業税・県民税利子割・県民税配当割・県民税株式等譲渡所得割・県たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税について、少なく申告したり、申告しなかったり、また、故意に税を免れようとした場合に加算金を課します。

#### ①過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少額であったため、後に増額の申告をした場合、または増額の更正を受けた場合に過少申告加算金を課します。

<加算額> 増額した税額×10/100+加算対象税額×5/100

(注) 加算対象税額＝増額した税額－期限内申告税額または50万円のいずれか多い方の額

#### ②不申告加算金

期限内に申告しなかった場合に不申告加算金を課します。

<加算額> 納付すべき税額×下表の区分ごとの割合

※ただし、更正・決定があるべきことを予知しないで、期限後に申告した場合は、納付すべき税額×5/100

【不申告加算金の割合】

納付すべき税額	50万円以下	50万円超 300万円以下	300万円超
割合	15%	20%	30%

不申告加算金のイメージ  
(納付すべき税額が500万円の場合)

200万円	} 30%
250万円	
50万円	} 15%

#### ③重加算金

故意に税を免れようとした場合に重加算金を課します。

<加算額> a 期限内に申告した場合：増加した税額×35/100

b 申告しなかったり、期限後に申告した場合：納める税額×40/100

不申告などを繰り返した場合、加算金の加重措置を適用する場合があります。

## 納税の猶予・減免

### 1 納税の猶予

#### (1) 徴収の猶予

災害、盗難等により、一時に納税できない場合に、申請により納税を猶予します。

#### (2) 換価の猶予

一時に納税することにより、事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合に、申請により財産の換価を猶予します。

(注1) 猶予される期間はどちらも原則として1年以内です。

(注2) 猶予される場合には原則として担保が必要です。

### 2 納期限の延長

①災害などにより納期限までに納税や申告ができないときには、納期限や申告期限を延長します。

②延長する期限は災害などがやんだときから2ヵ月以内です。

### 3 県税の減免（主なもの）

納税の猶予・減免制度の詳細については、県税事務所へお問い合わせください。

税目	減免の要件
個人県民税	個人の市町民税が減免された場合
個人事業税	災害により被害を受けた場合
不動産取得税	①災害により不動産に被害を受けたため、それに代わる不動産を3年以内に取得した場合 ②取得した不動産がその取得直後に災害を受けた場合
自動車税	①災害により被害を受けた場合 ②一定の級以上の身体障害者などが所有し、自ら運転する場合 ③②と生計を同一にする人が所有する自動車で、②の人のために専ら運転する場合 ④②の人が所有する自動車で、②と生計を同一にする人または②の人を常時介護する人が②の人のために専ら運転する場合

## 更正の請求・不服の申し立て

### 1 更正の請求

#### (1) 概要

申告書を提出した後、税額が過大であったことなどを発見した場合、適正な税額に減額するよう請求できます。

#### (2) 請求できる税目

県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県民税利子割、法人県民税、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税

#### (3) 請求できる期限

法定納期限から5年以内（特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2ヵ月以内）。

### 2 不服の申し立て

#### (1) 概要

県税の課税・徴収などの処分について不服がある場合に、知事に対して「審査請求」ができます。

#### (2) 請求できる期限・手続き

処分のあったことを知った日の翌日から起算して、原則として3ヵ月以内に審査請求書に必要事項を記入の上、必要な書類とともに所管の県税事務所を経由して提出してください。

### 3 処分の取り消しを求める訴え

2の審査請求に対する裁決を経た後、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヵ月以内に兵庫県を被告として、処分の取り消しを求める訴えを提起することができます。

# 小学生・中学生に対する租税教育

税を正しく理解し関心を持っていただくため、兵庫県納税貯蓄組合総連合会などでは、毎年小学生高学年を対象に「税に関する書道・ポスター」および中学生を対象に「税についての作文」を募集しています。

## 1 小学生の「税に関する書道・ポスター」

兵庫県知事賞



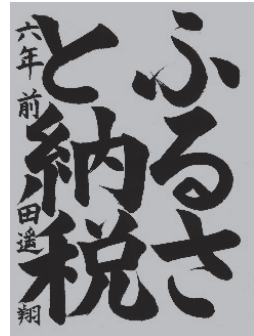
赤穂市立塩屋小学校 6年  
中尾 遙花

兵庫県教育長賞



姫路市立八幡小学校 6年  
藤田 琥太

兵庫県教育長賞



小野市立中番小学校 6年  
前田 遥翔

兵庫県知事賞



三田市立松が丘小学校 6年  
大垣 勇

兵庫県教育長賞



神戸大学附属小学校 6年  
星島 有美子

兵庫県教育長賞



淡路市立中田小学校 5年  
大木 大和

## 2 中学生の「税についての作文」

<国税庁長官賞>

### ◎「消えた税金が教えてくれたこと」

現在ではもう使われていない税制度。私は今回の課題に取り組むにあたって、税金には多くの種類があることを知りました。中でも私が興味を持ったのが、「特別土地保有税」という、現在は課税されていない税金です。

特別土地保有税とは、昭和49年に導入された制度で、広い土地を所有している個人や企業に課せられていた税金です。当時の日本では地価が上昇し続け、投資目的で土地を買い占める人が増えていました。その結果、本当に家を建てたい人が土地を手に入れにくくなるという問題が起こっていたそうです。こうした状況を改善するために、国はこの税制度を設け、むやみに土地を持ち続けることを抑えようとしていました。

ところが、平成15年度からはこの税の課税が停止されました。理由は、バブル経済の崩壊によって地価が大きく下落し、土地を投資目的で買い占める人が減ったからだと言われています。つまり、特別土地保有税は役割を終えたと判断されたのです。

このことを知ったとき、税制度は一度決まると税率が変動することはあっても、制度自体がなくなることはないと思っていた私の考えが変わりました。社会や経済の状況によって税のしくみは見直され、時には使われなくなることもあるのだと初めて知りました。

神戸海星女子学院中学校 3年 棕野 心美

また、税金にはただお金を集めるだけでなく、社会の問題を解決するための大切な役割があることにも気づきました。特別土地保有税は、土地の使い方を公平にしようとする意図を持った制度だったと思います。土地の値上がりに困っていた人たちにとってこの制度は暮らしやすさを取り戻すための一歩だったのではないのでしょうか。

現代でも、都市部では住宅価格が高く、多くの人が住まいを確保しにくい状況が続いています。さらに、テレワークの広がりや少子高齢化など、時代が変われば新たな課題も生まれてきます。これからの社会でも、こうした変化に応じた新たな税制度が必要になるかもしれません。今回調べた特別土地保有税のように、税金は社会の課題に対応するための「しくみ」であるという視点を持つことが、これからの時代にはより一層大切になると思います。

今回の学習で税制度は社会の動きに合わせて変化し続けているということを知ることができました。過去に存在した制度を通して、税には暮らしを守るための工夫や意図が込められていることがわかり、税に対する見方がプラスの方へと大きく変わりました。今後は、社会の動きとともに税の役割にも目を向けながら、自分の考えを深めていけるようになりたいと思います。

## &lt;国税庁長官賞&gt;

## ◎ 『希望の火打石』

小学3年生の後期、私の人生は大きく変わりました。姉は私学の中高一貫の進学校を目指し、毎日机に向かって受験勉強に励んでいました。家の中には緊張感がたどよい、私は幼いながらもその空気を感じ取っていました。そんな中、私にとって大きな出来事が起こります、父が癌で亡くなったのです。

父は東京に単身赴任をしていました。兵庫に暮らす私たち家族のために、毎週末のように夜行バスなどで帰ってきては、必ずどこかに遊びに連れて行ってくれました。その時間は短くても、私にとって大切な思い出です。けれども、私の目に映る父は、多忙のせいか心が沈んでいるように見えることもありました。その背中を今も忘れられずにいます。

やがて父は病に倒れ、私たちの前からいなくなってしまうしました。そのときの衝撃は大きく、小学4年生から中学2年生まで、私は学校に通えないまま過ごしました。勉強からも友達からも遠ざかり、姉の机に向かう姿を横目に、取り残されていく自分を感じていました。

それでも家族の暮らしは続いていきました。母は黙々と働き、姉は学びを続け、私はただ時間の流れを見つめていました。どうしてここまで生活を保ててるのか、不思議に思う気持ちもありました。その答えを知ったのは、ごく最近のことです。ある日、ニュースで「遺族年金に関する法律の一部改正」について報じ

## 尼崎市立園田東中学校 3年 岩崎 透也

られていました。そのおかげで、制度の存在を初めて知ったのです。

私は深い驚きと同時に感謝を覚えました。不登校の間も、社会の仕組みが見えない形で私たちを支えてくれていたのです。もしその制度がなければ、姉は受験を続けられず、母も働きづめになっていたかもしれません。自分が立ち止まっていた間も、社会と確かにつながっていたのだと気づいたとき、心の奥に小さな希望が灯りました。

社会は目に見えないつながりによって支えられています。税金や保険料を納めることは、自分の未来を守るだけでなく、誰かの生活を支えることにも繋がります。そして必要なときには、年金という形でその支えが自分に返ってくるのです。

父を失った悲しみや、不登校で過ごした時間は消えることはありません。しかしその経験があったからこそ、社会の仕組みのありがたさを実感できたのだと思います。

私は将来、過去の自分のように立ち止まってしまった人と出会った時に、少しでも安心して歩き出せるよう、胸を張って「大丈夫だよ」と言えるようになりたいです。そのために今ある受験という壁を乗り越えて、社会や人を支えていけるような、たくましい大人を目指そうと思っています。

## &lt;兵庫県知事賞&gt;

## ◎ 『『納税の義務』を越えた先に』

私が税について考えるようになったきっかけは、小学生の時に夏休みの書道コンクールで「納税の義務」と書いたことだ。「納税の義務」は、「教育の義務」や「勤労の義務」とともに日本国憲法で定められた国民の三大義務の一つであり、私たちが納めた税は、国や地方公共団体が様々な政策を実施するための財源となる。税は、私たちの社会を支えるために欠かすことのできないものなのだ。ところが、報道等に接していると「増税反対」や「消費税を廃止してほしい」といった声を耳にすることがある。なぜこのような主張がなされているのだろうか。

日本では、令和7年度の当初ベース（一般会計）で、約115兆円超の規模において財政が運営されている。税負担が重いと感ずるのであれば、税額を減らす代わりに様々な政策にあまりお金を費やさなくするという「低福祉・低負担」の選択をすることもできる。逆に、様々な政策の質や量を充実させたいのであれば、税額を増やしてその財源に充てることによって「高福祉・高負担」の選択をすることもできる。どちらの場合であっても、国をどのように運営したいのかということがまず先にあって、そのための費用の多寡に応じて税額を増減させるのが原則だが、多くの日本人は、「様々な政策は実施して欲しいが税は減額して欲しい」という、いわば「高福祉・低負担」と表現すべき矛盾とも言える意見を発していることになる。

## 神戸市立神戸生田中学校 3年 正保 寧々

先ほど述べた日本国憲法の三大義務のうち「教育」と「勤労」については、それぞれの権利の側面についても憲法上明文化されているが、「納税の義務」には権利についての記載がない。実際、私たち日本人は、「納税」について義務のイメージが先行しがちで、税を通してどういう社会を作っていくのか、それについて自ら決めていくことができるという権利の側面への意識が希薄になってはいないだろうか。税は、納税者自身がその使い道を決めていくものでもあるという点についてしっかりと意識すべきではないだろうか。

例えばフランスでは、1789年のフランス革命において、税を何にどう使うのかを王政ではなく自分たちの代表が決めるという仕組みを勝ち取ったという歴史がある。税は、一方的に押し付けられた単なる義務ではなくそれを財源としてどういう社会を作っていくかを決められるという権利の側面も含むものであり、自分たち自身がより良い社会を築いていくための重要な手段として、人々の意識次第で変えられるものでもある。逆に言えば単に「高福祉・低負担」を求めればよいということではなく、どの程度の財源でどのような政策を実施していくべきかを主体的に考え社会を形成していくという責任を伴うものでもある。そのことについて、学校や地域等の様々な場で学んだり話し合うことで、理解を深めていく必要があると思う。

# あなたのお住まいの税金の窓口

## 県税事務所の所在地

各県税事務所の直通番号は、次ページ以降をご覧ください。

県民局・ 県民センター	事務所名	郵便番号	所在地	電話番号(代)	管轄区域
神戸	神戸	653-8766	神戸市長田区二葉町5-1-32 新長田合同庁舎6階	56ページを ご覧ください	神戸市
阪神南	西宮	662-8503	西宮市櫛塚町2-28 ※長寿命化改修工事に伴い、令和8年12月頃 に仮庁舎への移転を予定しています。	57ページを ご覧ください	尼崎市、西宮市、 芦屋市
阪神北	伊丹	664-8522	伊丹市千僧1-51	57ページを ご覧ください	伊丹市、宝塚市、 川西市、三田市、 猪名川町
東播磨	加古川	675-8566	加古川市加古川町寺家町天神 木97-1	(079)421-1101	明石市、加古川市、 高砂市、稲美町、播磨町
北播磨	加東	673-1431	加東市社字西柿1075-2 ※長寿命化改修工事に伴い、令和8年夏～秋 頃に仮庁舎への移転を予定しています。詳 しくは、右記の電話番号にお問い合わせせ ください。	(0795)42-5111	西脇市、三木市、 小野市、加西市、 加東市、多可町
中播磨	姫路	670-0947	姫路市北条1-98	(079)281-3001	姫路市、市川町、 福崎町、神河町
西播磨	龍野	679-4167	たつの市龍野町富永字田井屋 畑1311-3	58ページを ご覧ください	相生市、赤穂市、 たつの市、宍粟市、 太子町、上郡町、佐用町
但馬	豊岡	668-0025	豊岡市幸町7-11	(0796)23-1001	豊岡市、養父市、 朝来市、香美町、 新温泉町
丹波	丹波	669-3309	丹波市柏原町柏原688	(0795)72-0500	丹波篠山市、 丹波市
淡路	洲本	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	(0799)22-3541	洲本市、南あわじ市、 淡路市

※県税事務所にご用の方は、月曜日から金曜日（年末年始・休祝日を除く）の9時から17時30分（12時から13時は休憩時間）の間にお越しください。

※県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税については、神戸県税事務所ですべて所管しています。

ただし、県たばこ税の手持品課税については、各県税事務所（間税課・課税第2課）の所管となります。

※狩猟税については、阪神南県民センター・阪神北県民局管内は、伊丹県税事務所ですべて所管しています。

※新規登録時に係る自動車税については、神戸ナンバーの自動車は神戸県税事務所、姫路ナンバーの自動車は姫路県税事務所ですべて所管しています。

※個人県民税の賦課・徴収については、個人市町民税と併せて市町が所管していますので、お住まいの市(区)役所、町役場（61・62ページ参照）へお問い合わせください。

各課の直通電話番号

県税事務所名	業 務 の 内 容		担 当 課 名		電話番号	
神 戸	収納、還付、納税証明（自動車税以外）		管理課		(078)647-9120	
	収納、還付、納税証明（自動車税）				(078)647-9121	
	徴収、滞納処分（自動車税以外）		収税課		(078)647-9124	
					(078)647-9128	
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方法人特別税の課税		法人課税課		(078)647-9131	
					(078)647-9133	
	法人事業税の外形標準課税の調査		外形標準課税調査課		(078)647-9136	
	個人県民税・事業税、狩猟税の課税		個人課税課		東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区	(078)647-9139
					長田区、須磨区、垂水区、西区	(078)647-9140
	不動産取得税の課税	新築・増改築による家屋の取得	不動産取得税第1課	神戸市全域		(078)647-9144
		売買・贈与などによる取得	不動産取得税第2課	東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区		(078)647-9143
					長田区、須磨区、垂水区、西区	(078)647-9145
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、県たばこ税の課税		間税課		(078)647-9147	
	軽油引取税の調査		軽油調査課		(078)647-9150	
	自動車税の課税		自動車税第1課		東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区	(078)647-9158
	自動車税の徴収、滞納処分				(078)647-9159	
	自動車税の課税		自動車税第2課		長田区、須磨区、垂水区、西区	(078)647-9157
	自動車税の徴収、滞納処分				(078)647-9156	
	自動車税の課税（新規登録時に係るもの）		自動車税資料課		(078)647-9161	
	兵庫県自動車会館内	自動車税の審査（新規登録時に係るもの）		自動車税審査課		(078)441-0305
自動車税の納税証明（継続検査等に係るものに限る）		(078)436-0950				
納税相談		納税相談室		(078)647-9113		
庶務		調整課		(078)647-9117		

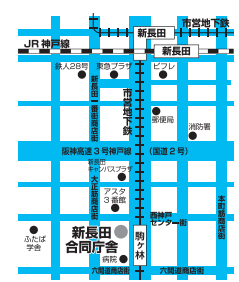
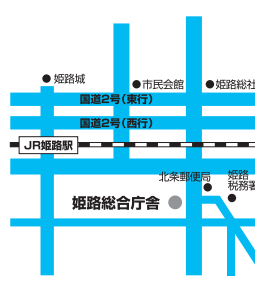
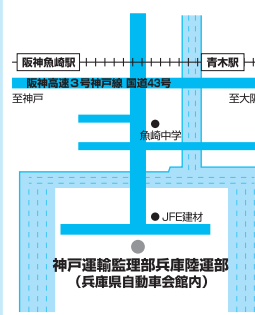
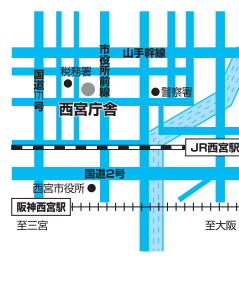
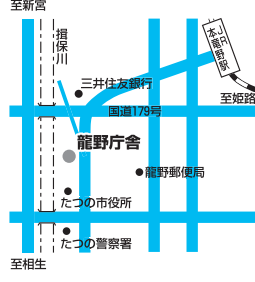
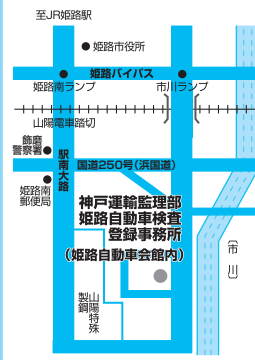

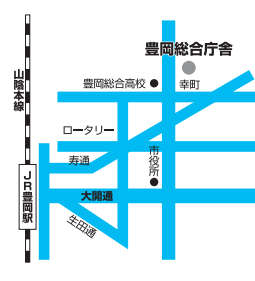
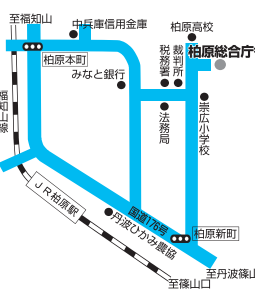
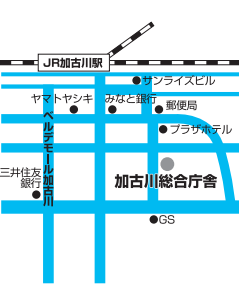
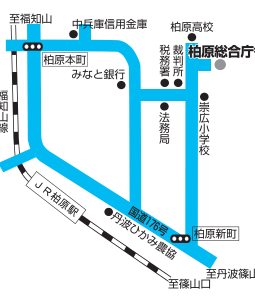
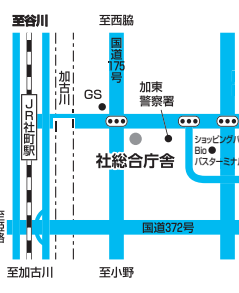
県税事務所名	業 務 の 内 容	担 当 課 名		電話番号
西 宮	収納、還付、納税証明（自動車税以外）	管理課		(0798)39-1529
	収納、還付、納税証明（自動車税）			(0798)39-6101
	徴収、滞納処分（自動車税以外）	収税課		(0798)39-6112
				(0798)39-1524
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税の課税	法人課税課		(0798)39-1514
				(0798)39-1538
	個人県民税・事業税の課税	個人課税課		(0798)39-1512
				(0798)39-1535
	不動産取得税の課税	不動産 取得税課	新築、増改築に よる家屋の取得 売買、贈与など による取得	(0798)39-6115
				(0798)39-1539
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、県たばこ税の課税	間税課		(0798)39-1528
	自動車税の課税	自動車税課		(0798)39-6113
	自動車税の徴収、滞納処分			(0798)39-1531
				(0798)39-1532
納税相談	納税相談室		(0798)39-1518	
庶務	調整課		(0798)39-6110	
伊 丹	収納、還付、納税証明（自動車税以外）	管理課		(072)785-7458
	収納、還付、納税証明（自動車税）			(072)785-7140
	徴収、滞納処分（自動車税以外）	収税課		(072)785-7141
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税の課税	課税第1課		(072)785-7454
	個人県民税・事業税、狩猟税の課税			(072)785-9417
	不動産取得税の課税	課税第2課		(072)785-7455
				(072)785-7457
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、県たばこ税の課税	自動車税課		(072)785-7451
	自動車税の課税			(072)785-7453
	自動車税の徴収、滞納処分			
	納税相談	納税相談室		(072)785-9407
庶務	調整課		(072)785-7450	
加古川	収納、還付、納税証明（自動車税以外）	管理課		(079)421-9276
	収納、還付、納税証明（自動車税）			(079)421-9901
	徴収、滞納処分（自動車税以外）	収税課		(079)421-9275
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税の課税	課税第1課		(079)421-9282
	個人県民税・事業税、狩猟税などの課税			(079)421-9902
	不動産取得税の課税	課税第2課		(079)421-9283
				(079)421-9285
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、県たばこ税の課税	自動車税課		(079)421-9271
	自動車税の課税			(079)421-9023
	自動車税の徴収、滞納処分			
	納税相談	納税相談室		(079)421-9036
庶務	調整課		(079)421-9269	

県税事務所名	業 務 の 内 容	担 当 課 名	電話番号
加 東	収納、還付、納税証明	収税管理課	(0795)42-9332
	徴収、滞納処分（自動車税以外）		(0795)42-9334
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税の課税	課税第1課	(0795)42-9339
	個人県民税・事業税、狩猟税などの課税		(0795)27-8727
	不動産取得税の課税	課税第2課	(0795)42-9341
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、県たばこ税の課税		(0795)42-9343
	自動車税の課税	自動車税課	(0795)42-9331
	自動車税の徴収、滞納処分		(0795)42-9336
	納税相談	納税相談室	(0795)42-9330
	庶務	調整課	(0795)42-6917
姫 路	収納、還付、納税証明（自動車税以外）	管理課	(079)281-9138
	収納、還付、納税証明（自動車税）		(079)281-9102
	徴収、滞納処分（自動車税以外）	収税課	(079)281-9114
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税の課税	課税第1課	(079)281-9128
	個人県民税・事業税、狩猟税の課税		(079)281-9126
	不動産取得税の課税	課税第2課	(079)281-9134
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、県たばこ税の課税		(079)281-9141
	自動車税の課税	自動車税課	(079)281-9104
	自動車税の徴収、滞納処分		(079)281-9122
	自動車税の課税（新規登録時に係るもの）	自動車税資料課	(079)281-9160
	自動車税の審査（新規登録時に係るもの）	自動車税審査課	(079)233-8260
	自動車税の納税証明 （継続検査等に係るものに限る）		(079)231-4105
	納税相談	納税相談室	(079)281-9070
	庶務	調整課	(079)281-9071
龍 野	収納、還付、納税証明	管理課	(0791)63-5667
	徴収、滞納処分	収税課	(0791)63-5668 ・5669
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税の課税	課税第1課	(0791)63-5670
	個人県民税・事業税、狩猟税の課税		(0791)63-5211
	自動車税の課税		(0791)63-5130
	不動産取得税の課税	課税第2課	(0791)63-5673 ・5674
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、県たばこ税の課税		(0791)63-5672
	納税相談	納税相談室	(0791)63-5125
	庶務	調整課	(0791)63-5126
豊 岡	収納、還付、納税証明	収税管理課	(0796)26-3636
	徴収、滞納処分		(0796)26-3626
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税、個人県民税・事業税、狩猟税、自動 車税の課税	課税第1課	(0796)26-3628
	不動産取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、県 たばこ税の課税	課税第2課	(0796)26-3630
	納税相談	納税相談室	(0796)26-3623
	庶務	調整課	(0796)26-3622

県税事務所名	業 務 の 内 容	担 当 課 名	電話番号
丹 波	収納、還付、納税証明	収税管理課	(0795)73-3744
	徴収、滞納処分		(0795)73-3743
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税、個人県民税・事業税、狩猟税、自動 車税の課税	課税第1課	(0795)73-3746
	不動産取得税、軽油引取税、ゴルフ場利用税、県 たばこ税の課税	課税第2課	(0795)73-3748
	納税相談	納税相談室	(0795)73-3741
	庶務	調整課	(0795)73-3742
洲 本	収納、還付、納税証明	収税管理課	(0799)26-2031
	徴収、滞納処分		(0799)26-2024
	法人県民税・事業税、特別法人事業税または地方 法人特別税、個人県民税・事業税、狩猟税、自動 車税の課税 (納税確認・証明・還付については収税管理課へ)	課税第1課	(0799)26-2032
	不動産取得税の課税	課税第2課	(0799)26-2028
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、県たばこ税の課税		(0799)26-2030
	納税相談	納税相談室	(0799)26-2021
	庶務	調整課	(0799)26-2022

## 県税事務所の所在地 (地図)

県税についての相談は、下記県税事務所の各担当課または納税相談室をご利用ください。

<p><b>神戸県税事務所</b></p> <p>〒653-8766 神戸市長田区二葉町 5-1-32 (新長田合同庁舎6階)</p> <p>☎ ※56ページ参照</p> 	<p><b>姫路県税事務所</b></p> <p>〒670-0947 姫路市北条1-98 (姫路総合庁舎内)</p> <p>☎ (079)281-3001</p> 	<p><b>神戸県税事務所 自動車税審査課</b></p> <p>〒658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町 33 兵庫県自動車会館内</p> <p>・新規登録時に係る自動車税については ☎ (078)441-0305</p> <p>・自動車税納税証明 (車検等) については ☎ (078)436-0950</p> 
<p><b>西宮県税事務所</b></p> <p>〒662-8503 西宮市榎塚町2-28 (西宮庁舎内)</p> <p>※令和8年12月頃に仮庁舎への移転を予定しています。</p> <p>☎ ※57ページ参照</p> 	<p><b>龍野県税事務所</b></p> <p>〒679-4167 たつの市龍野町 富永字田井屋畑 1311-3 (龍野庁舎内)</p> <p>☎ ※58ページ参照</p> 	<p><b>姫路県税事務所 自動車税審査課</b></p> <p>〒672-8035 姫路市飾磨区 中島福路町3323 姫路自動車会館内</p> <p>・新規登録時に係る自動車税については ☎ (079)233-8260</p> <p>・自動車税納税証明 (車検等) については ☎ (079)231-4105</p> 
<p><b>伊丹県税事務所</b></p> <p>〒664-8522 伊丹市千値1-51 (伊丹庁舎内)</p> <p>☎ ※57ページ参照</p> 	<p><b>豊岡県税事務所</b></p> <p>〒668-0025 豊岡市幸町7-11 (豊岡総合庁舎内)</p> <p>☎ (0796)23-1001</p> 	<p><b>丹波県税事務所</b></p> <p>〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 (柏原総合庁舎内)</p> <p>☎ (0795)72-0500</p> 
<p><b>加古川県税事務所</b></p> <p>〒675-8566 加古川市加古川町 寺家町天神木97-1 (加古川総合庁舎4階)</p> <p>☎ (079)421-1101</p> 	<p><b>洲本県税事務所</b></p> <p>〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5 (洲本総合庁舎内)</p> <p>☎ (0799)22-3541</p> 	<p><b>加東県税事務所</b></p> <p>〒673-1431 加東市社字西柿 1075-2 (社総合庁舎内)</p> <p>※令和8年夏～秋頃に仮庁舎への移転を予定しています。</p> <p>☎ (0795)42-5111</p> 

(注) 定期課税に係る自動車税については管轄する上記各県税事務所の自動車税担当課、新規登録時に係る自動車税については管轄する上記右欄記載の神戸県税事務所、姫路県税事務所の自動車税審査課にお問い合わせください。管轄区域については、55ページをご参照ください。

(注) 自動車の新規、移転、変更および抹消登録については、下記へお問い合わせください。

神戸運輸監理部兵庫陸運部	〒658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	(050) 5540-2066
神戸運輸監理部姫路自動車検査登録事務所	〒672-8588	姫路市飾磨区中島福路町3322	(050) 5540-2067
軽自動車検査協会兵庫事務所	〒658-0046	神戸市東灘区御影本町1-5-5	(050) 3816-1847
軽自動車検査協会兵庫事務所姫路支所	〒672-8035	姫路市飾磨区中島福路町3313	(050) 3816-1848

## 税務署の所在地（国税）

署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
灘	657-0834	神戸市灘区泉通2丁目1-2	(078)861-5054	灘区
兵庫	652-0802	神戸市兵庫区水木通2丁目1-4	(078)576-5131	兵庫区、北区、三田市
長田	653-0832	神戸市長田区御船通1丁目4	(078)691-5151	長田区
須磨	654-8511	神戸市須磨区衣掛町5丁目2-18	(078)731-4333	須磨区、垂水区
神戸	650-8511	神戸市中央区中山手通2丁目2-20	(078)391-7161	中央区
姫路	670-8543	姫路市北条1丁目250	(079)282-1135	姫路市、神崎郡
尼崎	660-8544	尼崎市西難波町1丁目8-1	(06)6416-1381	尼崎市
明石	673-8555	明石市田町1丁目12-1	(078)921-2261	明石市、神戸市西区
西宮	662-8585	西宮市江上町3-35	(0798)34-3930	西宮市、宝塚市
洲本	656-8656	洲本市山手1丁目1-15	(0799)24-1212	洲本市、南あわじ市、淡路市
芦屋	659-8503	芦屋市公光町6-2	(0797)31-2131	芦屋市、神戸市東灘区
伊丹	664-8505	伊丹市千僧1丁目47-3	(072)779-6121	伊丹市、川西市、川辺郡
相生	678-0055	相生市那波本町6-1	(0791)23-0231	相生市、赤穂市、赤穂郡、佐用郡
豊岡	668-8562	豊岡市上陰字ウチダ216	(0796)22-2101	豊岡市、美方郡
加古川	675-8567	加古川市加古川町木村字木寺5-2	(079)421-2951	加古川市、高砂市、加古郡
龍野	679-4167	たつの市龍野町富永字田井屋畑1005-70	(0791)62-0281	たつの市、宍粟市、揖保郡
西脇	677-0015	西脇市西脇771-118	(0795)22-3171	西脇市、多可郡
三木	673-0403	三木市末広1丁目9-10	(0794)82-0501	三木市
社	673-1492	加東市社51-3	(0795)42-0223	小野市、加西市、加東市
和田山	669-5201	朝来市和田山町和田山字西裏388-1	(079)672-3171	養父市、朝来市
柏原	669-3392	丹波市柏原町柏原518-1	(0795)72-1130	丹波篠山市、丹波市

○国税に関するご質問は、国税庁ホームページ「チャットボット」や「タックスアンサー」をご利用ください。

○国税に関する一般的なご相談は電話でもお受けしています。

所轄の税務署に電話⇒音声案内に従い、「1」を選択⇒音声案内に従い、相談する内容の番号を選択

➡ 「電話相談センター」において、国税局の職員等がお受けします

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください



## 市（区）役所・町役場の所在地（市町税）

市（区）町名	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市	653-8762	神戸市長田区二葉町5-1-32(税務部門)	(0570)078-401
東灘市税の窓口	658-8570	神戸市東灘区住吉東町5-2-1(東灘区役所内)	(078)841-4131
灘市税の窓口	657-8570	神戸市灘区桜口町4-2-1(灘区役所内)	(078)843-7001
中央市税の窓口	651-8570	神戸市中央区東町115(中央区役所内)	(078)335-7511
北市税の窓口	651-1195	神戸市北区鈴蘭台北町1-9-1(北区役所内)	(078)593-1111
須磨市税の窓口	654-8570	神戸市須磨区大黒町4-1-1(須磨区役所内)	(078)731-4341
垂水市税の窓口	655-8570	神戸市垂水区日向1-5-1(垂水区役所内)	(078)708-5151

市(区)町名	郵便番号	所在地	電話番号
姫路市	670-8501	姫路市安田4-1	(079)221-2111
尼崎市	660-8501	尼崎市東七松町1-23-1	(06)6375-5639
明石市	673-8686	明石市中崎1-5-1	(078)912-1111
西宮市	662-8567	西宮市六湛寺町10-3	(0798)36-5000
洲本市	656-8686	洲本市本町3-4-10	(0799)22-3321
芦屋市	659-8501	芦屋市精道町7-6	(0797)31-2121
伊丹市	664-8503	伊丹市千僧1-1	(072)783-1234
相生市	678-8585	相生市旭1-1-3	(0791)23-7111
豊岡市	668-8666	豊岡市中央町2-4	(0796)23-1111
加古川市	675-8501	加古川市加古川町北在家2000	(079)421-2000
赤穂市	678-0292	赤穂市加里屋81	(0791)43-3201
西脇市	677-8511	西脇市下戸田128-1	(0795)22-3111
宝塚市	665-8665	宝塚市東洋町1-1	(0797)71-1141
三木市	673-0492	三木市上の丸町10-30	(0794)82-2000
高砂市	676-8501	高砂市荒井町千鳥1-1-1	(079)442-2101
川西市	666-8501	川西市中央町12-1	(072)740-1111
小野市	675-1380	小野市中島町531	(0794)63-1000
三田市	669-1595	三田市三輪2-1-1	(079)563-1111
加西市	675-2395	加西市北条町横尾1000	(0790)42-1110
丹波篠山市	669-2397	丹波篠山市北新町41	(079)552-1111
養父市	667-8651	養父市八鹿町八鹿1675	(079)662-3161
丹波市	669-3692	丹波市氷上町成松字甲賀1	(0795)82-1001
南あわじ市	656-0492	南あわじ市市善光寺22-1	(0799)43-5001
朝来市	669-5292	朝来市和田山町東谷213-1	(079)672-3301
淡路市	656-2292	淡路市生穂新島8	(0799)64-0001
宍粟市	671-2593	宍粟市山崎町中広瀬133-6	(0790)63-3000
加東市	673-1493	加東市社50	(0795)42-3301
たつの市	679-4192	たつの市龍野町富永1005-1	(0791)64-3131
猪名川町	666-0292	猪名川町上野字北畑11-1	(072)766-0001
多可町	679-1192	多可町中区中村町123	(0795)32-2380
稲美町	675-1115	稲美町国岡1-1	(079)492-1212
播磨町	675-0182	播磨町東本荘1-5-30	(079)435-0355
市川町	679-2392	市川町西川辺165-3	(0790)26-1010
福崎町	679-2280	福崎町南田原3116-1	(0790)22-0560
神河町	679-3116	神河町寺前64	(0790)34-0001
太子町	671-1592	太子町鶴280-1	(079)277-1010
上郡町	678-1292	上郡町大持278	(0791)52-1111
佐用町	679-5380	佐用町佐用2611-1	(0790)82-2521
香美町	669-6592	香美町香住区香住870-1	(0796)36-1111
新温泉町	669-6792	新温泉町浜坂2673-1	(0796)82-3111

## 納税カレンダー

月	県 税	国 税	市町税※1
令和8年 4月			固定資産税 1期分 都市計画税 1期分
5月	自動車税 (6月1日まで) 鉱区税 (6月1日まで) ・自動車税の広報強調月間	7年分所得税および 復興特別所得税延納分 (6月1日まで)	軽自動車税
6月	・ゴルフ場利用税の広報強調月間		市町(県) 民税 1期分
7月		所得税および復興特別 所得税の予定納税1期 分(7月31日まで)	固定資産税 2期分 都市計画税 2期分
8月	個人事業税 1期分 (8月31日まで) ・個人事業税の広報強調月間		市町(県) 民税 2期分
9月	・不動産取得税の広報強調月間		
10月	・軽油引取税の広報強調月間		市町(県) 民税 3期分
11月	個人事業税 2期分 (11月30日まで)	所得税および復興特別 所得税の予定納税2期 分(11月30日まで)	
税を考える週間(11月11日～17日)			
12月	・税込確保重点月間		固定資産税 3期分 都市計画税 3期分
令和9年 1月	県民税配当割(源泉徴収口座利用) 県民税株式等譲渡所得割 (1月12日まで※2)		市町(県) 民税 4期分 ・市町(県) 民税の給与支払 報告書提出 (2月1日まで)
2月			固定資産税 4期分 都市計画税 4期分
3月	個人事業税の申告 (3月15日まで) 地方消費税(個人事業者)の 確定申告と納税 (3月31日まで)	所得税および復興特別所得 税の確定申告と納税 (3月15日まで) 贈与税の申告と納税 (3月15日まで) 消費税(個人事業者)の確 定申告と納税 (3月31日まで)	市町(県) 民税の申告 個人の事業所税 (3月15日まで)

毎月	県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税	所得税・復興特別所得税 (源泉徴収)	市町(県) 民税特別徴収 市町たばこ税 入湯税
随時	県民税配当割・県民税利子割・法人県 民税・法人事業税・地方消費税(法人 事業者)・不動産取得税・自動車税・ 狩猟税	法人税 相続税 消費税(法人事業者) 地方法人税 特別法人事業税	法人の市町民税 法人の事業所税

※1 市町税の納期については、市町の条例により定められるため、市町により異なる場合があります。

※2 申告や納付期限が土曜日または休日にあたる場合は、その翌日が期限となります。



自然災害で被災した住まいの再建に備えて  
**兵庫県住宅再建共済制度**  
(フェニックス共済)



フェニックス  
サポーター  
はばタン

**住宅再建共済**

年額5,000円で  
再建、補修時等に

**最大600万円** 給付

半壊以上 (損害割合 20% 以上)

**準半壊特約**

年額500円で  
補修時等に

**最大25万円** 給付

損害割合10%以上20%未満

**家財再建共済**

単独加入 年額1,500円で

住宅とセット加入の場合 年額1,000円で

購入・補修時に **最大50万円** 給付

床上浸水・半壊以上

地震、台風などあらゆる自然災害による被害が対象です

お問い合わせ・お申し込みは、ホームページまたはコールセンターまで！



兵庫県住宅再建共済基金

公益財団法人 **兵庫県住宅再建共済基金**

コールセンター (平日 9:00 ~ 17:00)

**078-371-1000** Fax 078-371-1010

フェニックス共済

検索



令和8年度 **くらしと県税**

編集・発行 / 兵庫県財務部税務課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話 (078) 341-7711(代)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

■ 県税のホームページ (県税のあらし)

兵庫県税

検索



08財P1-001A4